

官報

号外 昭和四十二年七月十二日

第五十五回 参議院會議錄第二十四号

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午前十時十三分開議

○議事日程 第二十五号

昭和四十二年七月十二日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(昭和四十二年七月豪雨災害について)

第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第三 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 航空機工業振興法等の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、諸般の件

一、故議員木暮武太夫君に対する追悼の辞

一、故議員木暮武太夫君に対し弔問贈呈の件

一、検査官、公安審査委員会委員、文化財保護委員会委員、中央社会保険医療協議会委員、運輸審議会委員、電波監理審議会委員、日本電信電話公社経営委員会委員及び労働保険審査会委員の任命に関する件

一、日程第一

一、議員派遣の件

一、日程第二より第一一まで

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員	小沢久太郎君
外務委員	和泉 寛君
大蔵委員	高山 恒雄君
文教委員	鈴木 一弘君
社会労働委員	瓜生 清君
通信委員	黒柳 明君
建設委員	北條 浩君
同	片山 武夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員	小沢久太郎君
外務委員	黒柳 明君
大蔵委員	瓜生 清君
文教委員	北條 浩君
社会労働委員	片山 武夫君
通信委員	和泉 寛君
建設委員	鈴木 一弘君
同	高山 恒雄君
予算委員	柴田 榮君

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

原子力基本法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

動力炉・核燃料開発事業団法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

在外財産基金法案(植木庚子郎君外六名提出)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業振興事業団法案

中小漁業振興特別措置法案

外国人漁業の規制に関する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その2)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号 議長の報告

昭和四十年年度特別会計予算總則第十條に基づき使用總調書

昭和四十年年度特別会計予算總則第十一條に基づく使用總調書(その2)

昭和四十一年度一般会計予算費使用總調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算費使用總調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算總則第十一條に基づく使用總調書(その1)

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和四十一年度一般会計国庫債務負担行為總調書

昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

文教委員 三項の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

同 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

記 (五月七日死亡の矢部貞治の後任) 大場 茂行

(六月十四日任期満了による再任) 岡村 二一

(五月十日辞任の大山菊治の後任) 富田 喜作

(二月二十六日死亡の山名義徳の後任) 平林 タイ

同日内閣から、左記の者を文化財保護委員会委員に任命したので、文化財保護法第九條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (六月二十四日任期満了の河竹繁俊の後任) 久松 潜一

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (三月十四日辞任の美濃部亮吉の後任) 高橋 正雄

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (七月十三日任期満了の相良千明の後任) 石塚 秀二

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九條の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (六月十八日任期満了による再任) 杉村章三郎

(同日任期満了の金子鏡の後任) 田中久兵衛

同日内閣から、左記の者を日本電信電話公社経営委員会委員に任命したので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月四日任期満了による再任) 芦原 義重
(同) 高田元三郎

同日内閣から、左記の者を労働保険審査委員会に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の三川克巳の後任) 百田 正弘

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

西村関一君から海外旅行のため明後十四日から八日間、浅井幸君から病氣のため十日間、それぞれ請假の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 議員木暮武太夫君は、一昨十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

大和与一君から発言を求められております。この際、発言を許します。大和与一君。

〔大和与一君登壇、拍手〕

○大和与一君 私は、同僚議員各位のお許しを得まして、本院を代表いたしまして、去る七月十日午前三時二十五分、心筋梗塞と脳血栓を併発されて七十四歳にして急逝されました。私たちの仲間

であり、大先輩であられました故木暮武太夫さんに對し、衷心より哀悼追憶のことばをささげたいと存じます。

まず、略歴を申し上げます。明治二十六年二月、群馬県伊香保町に生まれました。大正六年、慶應義塾大学理財科を抜群の成績で御卒業、三井銀行に入社、固もなく感ずるところあつて退社され、家業であつた本暮旅館を経営されました。大正十三年、当時「木暮正一」と名のつて衆議院議員選挙に立候補、当選。弱冠まさに三十一歳でありました。

政務においては、商工政務次官、大蔵省、厚生省顧問、税制調査会会長、憲法調査会委員、参議院予算委員会、運輸大臣等を歴任されました。党務においては、自由党政務調査会長、自由民主党党紀委員長、総務、群馬県自由民主党支部連合会会長等々を歴任されました。財政、経済界においては、群馬銀行、関東いすゞ自動車、群馬バス、群馬信用保証協会、国際観光連盟、慶應義塾大学等の会長、社長、評議員などをしておられました。

私は、木暮さんの一生を、ドラマチックに追憶の糸をたぐつて、皆さまとともに、御遺族の方々もおいでをいただいておりますので、エピソードを交えてお話を申し上げたいと思つてございます。

木暮さんは、群馬県の伊香保町でお生まれになりました。伊香保という温泉町は、榛名山の腹にあり、山頂の榛名湖とともに万葉以来多くの歌人に歌われました。石の階段の多い道の狭い町ですが、明治、大正のベストセラーともなつた「不如帰」の冒頭は、伊香保のワラビ狩りの場面でありました。徳富蘆花は、独特の美文で、伊香保の春景色を遺憾なく描写いたしております。

木暮さんは、旧制前橋中学を出て、大正六年、慶應義塾大学理財科を卒業しました。大正六年と申しますと、三善長崎造船所一万二千人の労働者が、三割賃上げ要求ストライキをして勝利をした

り、風速四十三メートルの豪雨で死者七百七十人、行く先不明三百七十四人も出たり、三越が新設されて、入り口にライオンの像が置かれて人気を呼んだときでありました。木暮さんは三井銀行に入社しましたが、感ずるところあつて退社され、父祖伝来の家業である本暮旅館の経営に専念されました。

大正十三年、衆議院に初出馬されたのでありますが、当時、憲政擁護国民大会が芝公園で開かれるかと思つと、治安維持法反対労働団体大会が東京で開かれていました。あるいはメートル法が実施されるし、「正チャンの冒険」と「のんきなとうさん」の漫画が、子供たちだけでなくて、おとなにも人気を呼んでいるときでありました。

木暮さんのおとうさんである先代の武太夫さんは、政友会から七回も衆議院議員に当選をされた自由民権運動の闘士でありました。その名門の衣鉢を継いだ木暮さんは、大正十三年五月、木暮正一として、当時野党であつた政友会から立候補して、弱冠三十一歳にして、みごと金銭を射とめたのであります。自來数十年、戦争の間の紆余曲折はございましたが、郷土の大衆から絶対の信頼を得て、一貫して政治家として大成をされましたのであります。

去る昭和三十三年には、国会議員二十五年在職永年勤続者として、本院において院議をもって表彰を受けられたのでございました。

先代武太夫さんは、明治の先覚者の一人である、あの有名な福沢諭吉先生の家に住み込んで親しく薫陶を受けておられました。正一こと木暮さんは、たびたび父に伴われて福沢先生の顔容に接し、その人格と迫力に魅せられて慶応大学にお入りになったのであります。

初当選のころ、国会図書館の語りぐさがございます。大正十三年のころ、毎日毎日、判を押したように国会図書館にあらわれる実に熱心な青年の勉強家がいきました。それが、当時の木暮武太夫さんでありました。この青年時代のたゆまない努力

が実を結びまして、昭和十五年から十六年のころ、「雇傭利子及び貨幣の一般理論」の著書に世に問いました。そして、ケインズの理論が画期的なものであることを認め、今後の経済政策の理論的基礎であることを知りました。そのころ学生たちが木暮さんをたずねますと、とうとうとしてケインズの経済学を説き、注目すべき点を強調されておられました。当時、政友会の木暮武太夫といえは、議政壇上においては格調の高い演説と、寸鉄人を刺す雄弁家として雷名を天下にとどろかせておられました。

他方、身を持するに厳なる木暮さんは、俗塵を避けて絵に親しまれました。一つの哲学観でもありましようか、「人生はこの世に生きていくだけである。来世とか死後の浄土は考えられない」とすれば、長く生きて健康で世の中のために役に立ち、人に迷惑をかけず、趣味を楽しむことが人生の第一である。それには、相手がなくても他人に迷惑をかけず、一人で楽しむとすれば絵を描くことが最高であろうと申したり、また「天に星のきらめきなく、地に美しくかおり高い花の咲くなきがごとく、人の世に愛情がなければ、素莫砂のごとき人生だと思ふ。一幅の絵に人生の潤いを楽しめるのは、まさに具象画にありと信じて描き続けたい」と申されて、多忙な政治生活の中にあつて、国会画人クラブの会長もやっておられました。

少し古い話でございますが、謙虚な人柄をしのぶこんな話もございました。東条内閣のときに、商工大臣の呼び声が高く、本人が希望すれば大臣になられる立場にあつたのでございますが、あえて親友の小笠原三九郎さんに大臣の椅子を譲つた

のであります。大臣病者の多い当節、なかなか言うべくして行ないがたい美談として伝えられております。

昭和三十五年十二月、第二次油田内閣のときに運輸大臣になられました。大臣就任の連絡を受けたときにも、いまごろこの年寄りのおれが出る幕でもあるまい、若い人たちにやらせればよいのに、とおっしゃられながら、淡々とした心境でお引き受けになられました。一たび大臣に就任されるや、おもな仕事としては、一、日本開発銀行の海運融資について利子補給の道を開いた。二、港湾整備五カ年計画の総事業費二千五百億円を確保され、これに伴う法制の整備を実現させた。

三、新潟県と地盤沈下対策実施のため、港湾法の一部を改正して補助率を高めた。四、新幹線を、ただいまは皆さまでありますが、異口同音に申されておりますが、当時の国鉄五カ年計画に拍車をかけて、世界銀行からの借款を取りつけた。五、アンカレッジ經由・北極回り欧州線を実現されるとともに、北米線ニューヨーク以遠乗り入れをはかった。六、観光事業には特に気合いを入れて、観光を国策として、イタリア、ギリシャ、最近のスペインのように、外資の導入に全力を尽くすというような顕著な仕事をされました。

群馬県におきましては、先ほどの略歴においてもちよつと触れましたように、経済、実業界に君臨した、と申しますか、豊富な金融財政問題への文字どおり見識と経験を生かされまして、行くとして可ならざるなく、隠然として大御所的存在で、みんなから敬愛されておりました。昭和三十一年には、自由党と民主党の保守合同が行なわれましたが、十人の見るところ、十指の指さすところ、

ろ、文句なしに、自由民主党群馬県支部連合会の会長に推されて、自來十年間、民主主義の発展と、地方自治の確立と、健全なる政党政治の組織化に、心魂を注がれたのでございます。群馬県の政財界を風靡したと申しても過言ではございません。

また、青少年の教育には特に意を用いられて、群馬県新聞少年後援会の名誉会長をみずから買つて出て、民間で初めて、群馬県内の新聞少年代表を東南アジアに派遣をして、新聞少年を激励しました。それが端緒になつて、全国各地に新聞少年後援会が結成されましたことは御存じのとおりであります。

木暮さんは、孔子の言われた、「まつりごととは正なり」ということを好まれました。党人ではあらまされたけれども、国民のための政治に徹して、清廉に信念を貫き通されました。

選挙も十回以上もおやりになられたのですが、名門であり財閥であられた木暮さんでしたが、トラックに乗つて、夜、宿舎に着くと、奥さんが着物とたびを持て来られます。洗たくされて、きれいなのですけれども、あちこちにつきが当てである。それをまた、御本人は何の屈託もなく着がえておられたと、選挙について歩いた人たちが、達人だなあと感心しておられます。

私ごとでおそれ入りますが、東京オリビックがありましたときに、スタンドでちよつと振り向くと、木暮さんはハンチングに軽装という、しよらしないいでたちで、つえをついて熱心に観戦しておられました。カメラでスナップをとり、天皇さん一家のカラ写真も引き伸ばして差し上げましたところ、これはいいものをいただいた、一生

の記念ですと、繰り返しお礼を申された温顔が、いまも目に浮かぶのでございます。

群馬県人であり、同じ選挙区で、しのぎを削つたこともある福田幹事長も、木暮さんをしのんで、「節操に固い人、がんこなほど節に強い人でした。人から何と言われても、案外平気で自分の思うことを断固として実行しました。郷党の先輩として心から敬意を表しておりました。」と申されております。この鉄の意志をお持ちになりながら、どなたにお聞きいたしましても、悪口を言わない人、謙虚な人、円満な、寛容な方だと申しておられます。

中国の偉大な詩人であり思想家である魯迅でしたか、「もともと地上に道はない。人が歩けば道になる。」ということばがありますが、木暮さんの大きな足あとが、歴史の歩みとともに点々として連なっております。

最近、国会議員に対する国民の皆さんからの批判の強いこの大事なときに、清廉潔白居士、大人の風があつて、悠揚迫らなかつた木暮さんの急逝にあい、巨星静かに落つた感が深いのであります。こいねがわくば、在天の英霊はうふつとして、この私たちの追憶の誠をお受け取りください。

以上をもちまして、故木暮武太夫さんに対する追悼のことばを終わらせていただきます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) おはかりいたします。

木暮武太夫君に對し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが民主政治発展のため力を尽くし特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられた議員正三位勲一等木暮武太夫君の長逝に對しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたします。

内閣から、検査官に白石正雄君を、公安審査委員会委員に大場茂行君、岡村二一君、富田喜作君、平林タイ君を、文化財保護委員会委員に久松潜一君を、中央社会保険医療協議会委員に高橋正雄君を、運輸審議会委員に石塚秀二君を、電波監理審議会委員に杉村章三郎君、田中久兵衛君を、日本電信電話公社経営委員会委員に芦原義重君、高田元三郎君を、労働保険審査会委員に百田正弘君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

いずれも内閣申し出のとおり任命することに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ

て、いずれも内閣申し出のとおり任命することに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、国務大臣の報告に関する件(昭和四十二年七月豪雨災害について) 塚原国務大臣から発言を求められております。発言を許します。塚原国務大臣。

〔国務大臣塚原俊郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(塚原俊郎君) 初めに、今回の豪雨により、不幸にもおなくなりになりました方々に對して、つつしんで哀悼の意を表します。なお、罹災された多くの方々には、政府としてできる限りのことをいたし、

〔議長退席、副議長着席〕

一日も早く立ち直っていただけるように努力いたす所存でございます。

まず、被害状況と、それに対する政府の対策について、簡単に御説明いたします。

梅雨前線が日本の南岸沿いに停滞していたところへ、台風七号くずれの熱帯低気圧の接近に伴い、しめった気流が侵入し、七月八日早朝から、北九州、瀬戸内地方にかけて大雨が降り、この低気圧が東北東に進むにつれて、強い雨域も近畿、中部地方に移動し、西日本各地に大雨をもたらしたのであります。七日九時から九日十五時までの総降雨量は、佐世保市三五四ミリ、福江市三〇五ミリ、なお、九日には、三時間の間に佐世保市で一五九ミリ、呉市で一三三ミリ、神戸市で一四六ミリという記録的な降雨となり、長崎県、佐賀県、広島県、兵庫県を中心に西日本各地に大きな被害をもたらしたのであります。

今回の災害の特色は、記録的な雨量が短時間に

降ったこと、また、都市周辺部において特に人的被害が大きかったこととあります。

政府といたしましては、急遽九日に、災害対策基本法に基づき、私を本部長とする「昭和四十二年七月豪雨非常災害対策本部」を設置し、強力なる応急対策を推進いたしております。非常災害対策本部は、直ちに本部会議を開き、政府調査団を現地に派遣することを決定し、昨十一日、上村副本部長を団長とする兵庫班、渋谷建設政務次官を団長とする広島班、久保農林政務次官を団長とする長崎・佐賀班の三班を編成し、被害の状況を調査いたしてまいりましたが、それらの特色は次のとおりであります。兵庫県では、山くずれ、がけくずれによる住宅被害と、これに伴う人的被害が大きかったこととあります。広島県では、山腹崩壊と溪流での鉄砲水による住宅被害と、これに伴う人的被害が大きく、また、都市(呉市)周辺の小河川のはらんによる浸水被害が大きかったこととあります。佐賀県、長崎県でもやはり山腹崩壊と溪流での鉄砲水による住宅被害と、これに伴う人的被害が大きかったほか、冠水による農地の被害が大きかったこととあります。

災害の発生に際しては、自衛隊、消防団、警察機関等が一体となって警備及び救助活動に従事しておりますほか、罹災者の救援につきましても、食糧、飲料水の供給、被服、寝具、医薬品の供与等、災害救助法に基づく災害救助の実施に万全を期しておりますが、災害の状況が非常に激しいものでございまして、多数の死者、行くえ不明者が、本日七時現在において警察庁が調べたところによりますと、死者三百五十五名、行くえ不明者六十五名、負傷者四百六十二名を出しましたこと

は、政府といたしましてもまことに遺憾に思っております。

現在、被害額など被害の全貌が判明いたしておりませんので、早急にその把握につとめ、応急対策の万全を期し、また、今回の災害の特色を教訓として、原因等を十分調査した上、将来の対策を講じてまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの報告に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山内一郎君。

〔山内一郎君登壇、拍手〕

○山内一郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、今回、西日本各地に発生しました集中豪雨による災害について、総理並びに関係大臣に對し質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、質問に入ります前に、私は今次災害の犠牲となられました方々に對し、深く哀悼の意を表し、心からその御冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げ、一日も早く災害の痛手から立ち直られま

すよう願するものであります。

ただいま総務長官より、今回の災害の発生に伴い政府がとられた応急措置につきまして概略の御説明がございました。政府として緊急に措置すべき対策について手抜かりはないものと思ひます

が、現時点における緊急対策としては、罹災者への食糧、飲料水の供給、被服、寝具の供与、災害に伴い起こり得べき悪疫の防止措置、今後なお、がけくずれ等の危険にさらされている住宅居住者の避難対策、応急住宅の建設等があります。政府はこれらの点を早急に手を打ち、罹災者の方々が今日の不安な状態から一日も早く脱却できるよ

う、あたたかい手を差し伸べ、指導されることが現時点において最も肝要かと考えられます。

そこで、まず総理に對し御質問を申し上げます。点は、今次災害に對する総理の心がまえであります。まず、罹災者に對し力づけていただき、安心をさしていただきたいのであります。政府は、着々と応急措置の手を打っておるから一日も早く立ち直ってもらいたい、万事私が引き受けたというお気持ちの御開陳をお願いしたいと思ひます。さらに、総理にお願いしたいことは、後ほど関係大臣に御質問申し上げますが、応急措置に引き

続いてやらなければならない、すみやかな災害復旧の実施、これが第一点。さらに、今次の災害にかんがみて、今後措置をしなければならぬ災害防止の基本対策、これが第二点。これらにつきまして、総理は、熱意を持って今後対処する御決意のほどをお示し願ひ、國民を安心させていたいただきたいと思ひます。

緊急措置に引き続いて実施しなければならぬ災害復旧につきましては、政府は、すみやかにその対策を立てられると思ひますが、この際、大蔵大臣に次の諸点について所信をお伺いしたいと思ひます。

第一は、予備費の緊急支出であります。予備費の緊急支出は、これから台風期を迎えますので、河川の応急復旧のため、また、農業関係では、本年度の稲作に間に合わせるため、農地、農業用施設の復旧のため、その他緊急な所要経費が必要であるからであります。

第二は、今次災害の激甚にかんがみ、激甚災害特別財政援助法の適用についてであります。

第三は、農作物の被害について、天災融資法の

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号 国務大臣の報告に関する件(昭和四十二年七月豪雨災害について)

六八四

発動、自作農維持資金の融資措置についてであります。

第四は、改良復旧のワクの拡大についてであります。

第五は、復旧年限の短縮についてであります。

以上の点は、従来の災害についても措置されておりましたが、特に今次の災害にかんがみて、第四の改良復旧のワクの拡大、第五の復旧年限の短縮については、さらに積極的に改善すべきだと考えられますが、大蔵大臣の所信をお伺いします。

続いて、今次の災害にかんがみて、今後新しく措置を必要とする基本対策について、このうち、特に重要な二点、すなわち、急傾斜地崩壊対策事業の強化と、その法制化並びに治山治水事業五カ年計画の改定について触れてみたいと思います。

今回の豪雨災害の従来にならぬ顕著な点は、山くずれ、がけくずれにより、住宅が押し流され、あるいは埋没し、犠牲者、死者、行く先不明者を合わせて三百七十名という、予想以上に多かった点であります。しかも、神戸市、呉市、佐世保市のように、背後に山を控え、前面は海に面している、大都市の人家密集地帯に多かったことであります。災害の規模は、年とともに変化しており、過去の災害は、大河川の破堤によるものが大部分を占めていましたが、近來は、中小河川、特に、都市河川の破堤、決壊による災害のほか、山くずれ、がけくずれの災害が顯著となつてきております。今回の災害は、人口の都市への過度集中によるひずみが招いたとも言えます。山くずれ、がけくずれ災害といいますが、自然の山、自然のがけの崩壊、あるいは造成宅地の崩壊等、その態様はさまざまありますが、いずれにしても、最近

の災害におけるがけくずれの多発は、都市計画のあり方、宅地開発のあり方等についての問題を提起していると考えられます。最近の急速な、しかも乱雑な都市開発、さらには地価の高騰による土地の入手難は、次第に宅地を崩壊のおそれある山地に、あるいは洪水の危険のある低地帯に迫り、従来は災害のおそれのあるため建てなかつた地域に、危険と知りつつ住宅を建てるという現象が生じており、このような傾向を放置しておけば、今回のような災害はあとを絶たないことは明白であります。政府は、かかる事態に対処して、造成する宅地については、宅地造成等規制法、住宅地造成事業に関する法律に基づいて、すでに対処され、効果があらわれていますが、さらに本年度より新たに、自然のがけ崩壊による災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業として一億円予算を計上されたことは、まことに的確な措置と言えます。しかし、聞くところにより、現在調査中であり、政府部内の意見の調整ができないまま、せっかく新しい予算が組まれたのに、いまだにその執行がおくれているのは、遺憾であります。そこで、大蔵大臣及び建設大臣の所信をお伺いしたのでありますが、急傾斜地崩壊対策事業の本年度事業を早急に着手すること、次に、今次の災害にかんがみ、今後の予算を大幅に増額すべきと考えられますが、この点について大蔵大臣、建設大臣の所信をお伺いします。

次に、観点を變えて、水害を根絶する基本対策について触れますと、水害の根絶は治山治水事業の完全実施にあることは言うまでもありません。政府は、昭和四十年より新たに治山治水事業五カ年計画を樹立し、これに基づき事業を実施し、その効果をあげていますが、今次の災害、また、最近の相次ぐ激甚な災害にかんがみ、この五カ年計画の規模がはたして適正なりや、また、この計画をもつてはたして政府は国民が安心できるような防災対策と言えるかどうか、いささか疑問を感ずるのであります。特に最近の都市及び都市周辺部等の開発の進展には、治山治水事業は完全に立ちおくれであり、先行投資すべきものが逆の立場になっていることは、まことに遺憾であります。このような事態に対処して、治山治水事業の画期的な拡大、要すれば昭和四十三年より治山治水五カ年計画を改定して、災害防除の根本対策を講ずる必要があると考えられます。

そこで、総理並びに建設大臣に所信をお聞かせ願いたいのでございますが、ただいま申し上げましたように、昭和四十三年より治山治水五カ年計画を改定して、災害防除の根本対策を講ずる必要があると思われませんが、積極的な所信をお伺いしたいと思います。

最後に、気象予報について運輸大臣の所信を承りたいと思います。気象予報につきましても、気象庁の絶えざる研究により逐次改善されつつありますが、まだ異常集中豪雨の予測等についての確性を欠いていることは遺憾であります。現在の防災施設の状態では、防災対策が適切に行なわれるかいは、気象予報の的確性によるところが大であります。この点を十分認識され、今後気象に

関する予算を十分に確保され、一そうの研究を積み重ね、国民の信頼を受けるような気象予報ができるよう要望するものであります。この点について運輸大臣の所信をお伺いしまして、私の緊急質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 山内君にお答えいたします。

今回の災害にあたりまして、多数の死者、行く先不明、また被災者を出し、財産等を失われしめたということ、まことに残念に思います。心から被災者の各位に対して御同情を申し上げ、つつしんで冥福を祈るとともに、再犯されるよう、この際政府として考えられるものは積極的に考えてまいりたいのであります。

ところで、私が申し上げるまでもなく、災害から国土と国民の生命財産を守ること、これは政府に課せられた大きな責務だと、かように思っております。そういう意味で、いままでもすでに災害基本法等ができておりまして、それに基づいての防災基本計画というものを立てて、それぞれ長期的な計画と取り組んでおる、これは御承知のとおりであります。しかしながら、今日なおこの種の非常災害が起こる。まことに残念に思っております。恒久的なこれら計画を、さらに内容を充実整備さす、これは当然でございますが、一たん起こりました災害に対しましては、御説のように、時期を失せずこれが対策に万全を期する、これが政府の責務だと、かように考えております。

先ほど塚原君から御報告申し上げましたように、政府におきましては、対策本部を直ちに設け、現地に調査班を差し向け、また、その指導と

いたしまして、災害救助法の定むるところによりまして、食糧、飲料水、さらに衣料等の確保をはかるとか、また避難所を設けるとか、特に疫病の防止については特に意を用いる、かような態度をとっておるのでございます。

また、中小企業対策も、この際、災害に対しての特別な考慮を払わなければならない、かように考えておりますので、税制、金融の面、あわして、中小企業の方々が立ち上るのに遺憾なきを期しておるような次第であります。

また、災害復旧の工事等におきましても、これは御経験から十分御存じのように、原状復旧を原則といたしまして、さらに将来の災害防除と、こゝろから意味から、これに関連工事をも認めるといふことで、改良計画を加えるといふことで、これに対処する考えでございます。

また、最後に、治山治水五カ年計画、さらに海岸保全の計画等がございますが、これにつきましても、最近の経済発展の結果から、在来の計画だけではどうも私には不十分ではないかと思ひます。最近の事情に応じた対策を立てる必要があると思ひますので、これら五カ年計画、長期的なものを再検討いたしまして今後の万全を期す、かように考えておるのでございます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

予備費の件についての御質問でございますが、ただいま各省は、すでに査定官を現地に派遣して調査中でございますので、この調査の結果を待って、直ちに予備費支出の措置をとるつもりでございます。

それから激甚法の適用についてのお尋ねでございます。

いしましたが、これも御承知のように中央防災会議で定めた一つの基準がございまして、この基準に照らして適用を決定することになっております。ただいま主務官庁に、都道府県から実情について刻々報告が集まつている最中でございますので、この全貌が把握でき次第、早急にきめたいと存じます。

その次は、災害復旧についての改良復旧の拡大についての御意見でございますが、災害復旧事業費国庫負担法という法律におきましては、原形復旧が原則とされております。しかし、原形復旧のみでは災害をまた繰り返すと思われる場所は、御承知のような改良復旧を現在やっておりますところでございますが、結局、今後改良復旧といふことを実情に応じて拡大するのがやはり災害を防止するゆゑんであると存じますので、この拡大には私も十分今後つとめたいと考えております。

それから災害復旧の期間繰り上げについての問題でございますが、現行法では、緊急を要するものは三年以内、その他の災害は四年間をもつて復旧するといふたてまになっておりますが、これを少しづつ繰り上げておりました、本年度の予算で見ますと、四十年に発生した災害は八八%まで本年度片づける、四十一年度発生した災害は七一%までの復旧をはかるというふうに、法定されておる期間を相当繰り上げた予算をただいま実施しておるというところでございますので、今後財政の許す限り、さらにこの復旧速度の促進をはかつてまいりたいと存じます。

急傾斜地の対策についての問題でございますが、本年度全国的に急傾斜地の地帯を調査するといふことをきめまして、調査費を計上しましたと同一

時に、もう来年まで待たないで、結果がわかり次第予防工事をやっていくというふうに工事予算も本年度は計上した次第でございますが、間に合わないでいろいろこういう災害を起こしたことは、非常に遺憾だと存じます。今後引き続きこの対策は強化するつもりでおります。(拍手)

〔国務大臣西村英一君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村英一君) いろいろお話がございましたが、まず第一点は、現行の治水五カ年計画のことでございますが、総理大臣も触れられましたように、この五カ年計画につきましては、建設省といたしまして再検討をたいたしまして、最近のこの事故、災害、あるいは社会の変遷等から考えてみまして、どうしても都市の中小河川が非常に問題が多いわけでございます。それからまた、急傾斜地の対策というよりなもので一方考えなければならぬ。それからまた、水需要につきましても、人口の増加をやはり考えなければならぬというようなこと等がありますので、現在の治水五カ年計画の規模では対処できないようにあるのでございます。したがって、この点は十分今後検討をいたしたいと、かように考えております。

それから、もう一つは、急傾斜地の崩壊によって非常に事故が起こるのでございますが、これは四十年、四十一年の事故も同じようなことでございまして、したがって、ただいまは、大蔵大臣からもお話がありましたように、新しい項目として急傾斜地崩壊対策事業費というものを計上いたしましたのでございます。しかし、一がい急傾斜地と申しますも、非常に全国的に個所が多いのでございまして、わが国の地形の現状といたしましては、

そういうがけの下に家があるというところが多々あるわけでございますが、まず第一は現状の把握でございます。したがって、私たちがただいま各都道府県に命じまして精密な調査をいたしておる最中でございます。今回の事故もこういうようなことから起こったものが非常に多いのでございます。この点につきましては、今後これを法制化するかどうかということにつきましても検討をいたしたいと思っております。がけ下におけるところの住宅の移転につきましては、これはがけ下等の住宅につきましては、危険があれば移転を勧告する。さらにその移転のためには住宅金融公庫等の貸し付けもあるのでございます。それから、政府といたしましては、つとめて事故が起こらないように留意いたしたいと思ふ次第でございます。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(大橋武夫君) 集中豪雨のような局地現象の気象予報は、残念ながら非常に困難でございます。そこで、現在のやり方といたしましては、大雨が降りそうな状態が予測され、被害が予想されたときには、まず注意報を出し、次いで雨の降る様子を見まして、この様子では重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに至りまして警報に切りかえるという方法をとっておるわけでございます。今後災害を防止軽減するためには、各種の予報の精度を高め、効果的な予報や気象情報を迅速的確に発表し、周知することが必要でありますので、気象庁としても一そう努力するつもりでございますが、特に今次の災害にかんがみまして、集中豪雨の研究、レーダー網の整備強化、雨量観測網の充実等を推進して、今後集中

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号 国務大臣の報告に關する件(昭和四十二年七月豪雨災害について)

六八六

豪雨について、地域的な予報、警報を出せるようにくふうしたいと考えています。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 中村順造君。

「中村順造君登壇、拍手」

○中村順造君 私は、日本社会党を代表いたします。昭和四十二年七月豪雨の被害に關連する防災並びに対策一般について、政府に、その対策と今後の防災についての質問をいたすものであります。

質問に先立ちまして、まず今次災害におきまして、あるいは濁流にのまれ、あるいは土砂の下敷きとなつて、とうとう生命を失われた三百数十人の被災者の方々に深く哀悼の意を表するとともに、被害者の各位に心からなるお見舞いを申し上げる次第であります。

戦後、梅雨前線豪雨による被害で、死者百人をこえる災害発生は、昭和二十八年以来、三十二年、三十六年、三十七年、三十九年、そして今回と、実に六回の多きに達しておるのであります。そのつど人的にも物的にも甚大な損害をこうむっておるのであります。

これらの現状からいたしますと、いたずらにその原因が、予想以上の集中豪雨とか、基準をこえた雨量増加などと言っておられない多くの問題点がありまして、この際、天災であるというより、むしろ人災として、これらの問題点を把握して、その解決に全力をあげなければならないのであります。

特に今回の災害が、市街地におけるがけくずれ、都市における中小河川のはらんなど、その実態は、政府の無為無策と相まって、まさに人災

の感を深くし、激しい憤りさえ感ずるものであります。

政府はこの際、先年、制定をされました災害対策基本法の初心に返り、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、応急対策、災害の復旧及び防災に關する財政金融措置等、防災行政の全般に關して、この際、總理の所信をお尋ねするものであります。

そこで、關係各大臣に具体的に質問をします。まず、大橋運輸大臣に對し、今次災害の根本原因である大雨に對する気象通報、特に予報の点について遺憾な点はなかったのか。新聞等の報道によりまして、ある一部の地域の予報おくれを指摘しておりますが、私の調査でも、和歌山県の大雨、洪水警報の発令が十日四時三十五分となつておりますが、この時期におきましては、すでに和歌山地方は二五ミリの大雨が降つたあとであつたことが判明いたしておるのであります。

こうした天気予報、警報など、台風時における災害等を含めまして、気象庁の適切な措置を確保する見地から、気象庁全体の予算要求に對しまして、昭和四十一年には全体の大体三〇%程度が認められる仕組みになつておるにもかかわらず、この場合は一〇%以下、昭和四十二年におきましても、わずかに一二%増が認められたということでありまして、この点過小であり、今後増額する必要があると思ひますが、大臣の所信を伺ひます。

また、交通機關の災害であります。復旧に全力を傾注された被災地の關係者には敬意を表します。しかし、こうした異常の状況下にある国民感

情として、可能な限り復旧を早め、早急に民意の安定をはかるためには、交通機關の確保については特に万全の措置を必要とするとは申し上げるまでもありません。大臣の御所見とその措置について、いかなる方策をとられたかお尋ねをいたします。

次に、西村建設大臣にお尋ねいたします。

さきにも申しましたように、今次の災害は、佐世保、呉、神戸、また先年の横浜等の災害を含めまして、その実情からいたしまして、防災を忘れた工業重点の国土開発の非難を受けておるのであります。これらの地域は、いずれもわが国にとつては重要な商工業都市で、しかも、地勢上、港に面した急傾斜地帯であります。こうした地帯に豪雨、強風など単純災害のあつた際、都市化、人口過密化など、人為的な要素が加わりまして、重大な災害をもたらすのであります。また、このことは、急傾斜地という地勢のみでなく、人口の集中化した市街都市における中小河川についても同様

なことが言えるのであります。市街地における宅地造成の急速な実現により、従来比較的問題のなかつた中小河川が、たまたま異常降雨などにより、溢水、はんらんの災害を発生することも人工災害のそしりを免れないのであります。私の調査したところでは、建設省は昭和四十二年度から急傾斜地崩壊対策費としてわずかに一億円を計上してありますが、本年は暫定予算という特異な情勢から、いまだに実行されない状況にあり、今日ま

で、すでに建設省が危険な急傾斜地として調査したものが全国で六千数百カ所あることがわかつております。その対策費がわずかに一億円、さらにその使用についても大蔵省との折衝が難航してお

る実情は、あまりにも国民を危険にさらす政治の貧困と言わざるを得ませんが、大臣の所信を伺ひたいのであります。

さらに、都市における中小河川の改修について質問をいたします。今次災害地における中小河川について申し上げます。五島列島における福江川、長崎県における相ノ浦川、佐世保川、佐々川、佐賀県における有田川水系及び伊万里川、山口県の栗野川、兵庫県、特に神戸市を中心とする宇治川など、その改修に對する建設省としての努力は認めるいたしました。その予算規模、実施計画等は、治山治水対策を含めて、常に災害規模に追いつかない現状を大臣はいかに認識をされ、また、いかなる具体策をもつて対処されようとされるのか、お尋ねをいたします。

また、ますます人口過密化される都市における宅地造成及び住宅建築であります。これらの問題がいたずらに不良造成業者や建築業者の利潤追求にまかされたり、あるいは県条例の規制等にまかすことは、防災の見地からは適當でないと考えられますが、大臣の見解をお尋ねいたします。

次に、水田大蔵大臣にお尋ねいたします。先ほど来、私が申し述べております気象庁の關係予算、建設省の河川改修の予算規模、また、將來かなり多額の費用を必要とすると思われる急傾斜地崩壊対策事業に要する予算などに對する措置につきましての御所見を伺うと同時に、今次災害の復旧に關する予算措置、特に予想される激甚災害地の指定と、これに關する特別の財政援助等に關する法律の適用による予算措置、あるいは災害救助法、天災融資法適用などによる一連の予算確保に對する御所見をお尋ねをいたします。

最後に、塚原総務長官にお尋ねをいたします。

あなたは政府の災害対策本部長であります。御承知のように、わが国は災害多発国として、災害対策基本法をはじめ、法律的にはその援護及び復旧についての形態はやや整っております。しかし、私が申し上げたいのは、その運用と実施であります。地すべり、山津波、がけくずれ、はんらんなど、一瞬にして内親を失い、あるいは貴重な財産を失った国民は、ぼう然自失、そのなすところを知らず、ひたすらにあたたかい政治の救いの手待つその気持ちには十分御理解を持っております。人口の過密対策も治山治水対策も、宅地造成、住宅建設も、大災害の前には全く万策尽きた感のある現状から、せめてその災害に對しての被災者対策ぐらゐは、政府の責任において、あたたかい、日の当たる政治を期待いたしたいのであります。私の聞くところによりますと、けさの新聞も報道いたしておりますけれども、先ほど御報告のありました、政府の調査団が、ある地域においては、日程の都合に藉口いたしまして被災者心理を無視したということは、全く遺憾のきわみであります。具体的には、被災地に対する応急住宅の建設、農業災害に対する緊急措置、河川の復旧対策、交通機関の復旧、伝染病の予防、物価対策など、当面急を要する万全の対策が必要であります。まず、死亡者の弔慰、行く先不明者の搜索、被災者の救助に全力をあげ、しかも事態はまことに急を要することは申し上げるまでもありませんが、これらの点について、特に対策本部長としての御所信と、具体的にとられた措置についてお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 中村君にお答えいたします。

私に對するお尋ねは、政府の基本的方針についてのお尋ねであつたと、かようにお聞きいたしましたのであります。先ほど山内君に對しては、お尋ねに答へておりましたように、災害から国土並びに国民の生命、財産を守ること、これは政治の基本的姿勢でなければなりません。また、政府も、さういふ観点に立ちまして、災害対策基本法の定むるところにより、総合的、計画的な災害防止対策を立てておるわけでありまして、それらの点については、それぞれの大員から説明するだらうと思ひますが、いづれにいたしまして、この計画をただおぼろげにするのでなくて、さらに今回の苦い経験をも参考にいたしまして、予算の計す限りその内容の充実整備に今後とも努力するつもりであります。一たん起こりました災害に對しては、迅速にこれを処理すること、これは当然であります。それ、ただ単に災害というだけでなく、国民の生活を守るといふ観点に立ちまして、災害から生じた幾多の現象に對してそれぞれ対策を立てなければならぬと思ひます。特に緊急を要しますものは、この際、疫病の流行、その危険防止でありますから、消毒につきましては特に留意をいたさなければならぬと思ひます。幸いにいたしまして、今回は、疫病の流行の危険は、たゞいまのところないようでございます。私は、お尋ねの点もさういふような点に御趣意があるのだと思ひますので、早期復旧もさることながら、ただいまの生活を中心にしての応急対策に万全を期して、さらに実情の調査を待った上でこれに對する対策をそれぞれ時期を失せず打っていきたいと、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(大橋武夫君) 今次集中豪雨に際しまして、長崎、福江、佐賀、福岡等の注意報、警報の発令手続は、災害発生の前日に注意報を実施して防災の注意を喚起し、その後、降雨状況を監視し、重大な災害を引き起こす雨量の基準に到達すると予想されました地域について、警報に切りかえるということにいたしました。

現在の技術及び機構をいたしましては、このたびの時間以上に早く警報を発するということは非常に困難であつたといわれております。ただし、一つ遺憾でございましたのは、剣山及び和歌山地方気象台の通信施設が、いづれも落雷のため全面的に破壊し、関係方面の予報が、特に白浜地区においては、二時間おくれたという点でございました。かような非常の際の準備が、あらかじめ完全でなかつたという点は認めざるを得ないと存じます。こうした点は、全国的にあらうと存じますので、この際すみやかに改修をはかる所存でございます。

なお、将来の気象庁予算についてのお尋ねでございますが、来年度予算要求にあたりましては、運輸省としては、重点施策としてぜひ予算獲得に努力をいたしたいと存じます。

また、このたび国鉄主要幹線の途絶を見たことは、まことに遺憾でございます。当局といたしましては、主要なる線路から早く復旧していくように努力をいたしまして、本日八時、不通箇所は、九線、四十七区間でありまして、また、私鉄では、呉の市電、阪神、阪急等、通

動用に用いられる私鉄線路が現在不通となつており、いづれも復旧の予定は未定となつておりますが、これは通勤対策としても非常に支障がございますので、復旧を督促いたしておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣西村英一君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村英一君) 都市の中小河川につきましては、従来とも非常に力を入れてまいつておるのでございます。しかしながら、今回の事故にかんがみまして、これは、都市河川は最も重要と考へて、今後とも力をいたす次第でございます。四十二年度におきまして、中小河川といたしまして、九百二十七カ所ぐらゐ着手をいたしております。その中で、特に改修を急がなければならぬ河川、災害河川であるとか、あるいは都市のいわゆる中小河川、その他内水のひどい河川、さういふようなものにつきましては、三百三十カ所ほど着手をいたしておるのでございます。このように重点的に取り扱つておりますけれども、なお、最近の都市の開発の状況を見まして、なかなか追いついていかない現状でございます。したがって、現在の治水五カ年計画におきましても、さらに新しい観点から、今後中小河川を見直していきたくと思つております。ただ、中小河川は、非常に川が小さいわりに、その改修が、非常に技術的な困難と、非常に大きい金がかかります。いかにかかるのでございます。したがって、新しい観点から、一ぺんこの治水事業を見直していきたくというのが私の考え方でございます。それから急傾斜の問題でございますが、さいぜんも申しましたように、この問題は、従来のやつぱり事故にかんがみまして、政府としては、

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号 国務大臣の報告に關する件(昭和四十二年七月豪雨災害について)

六八八

等困窮するわけにはいきません。したがって、今年度も、大蔵省との折衝におきまして、新しい項目として、急傾斜地崩壊対策事業費というものを計上いたし、いまその緒についたばかりでございます。実際は、さいぜんも申しましたように、非常に全国的には個所が多いのでございまして、それをただいま都道府県に命じまして、厳密な調査をいたしておるのでございます。その調査を待って、実行予算もあるわけでございしますから、これから漸次着手をしたい、かように考えておるのでございます。

それからもう一つは、住宅と宅地の問題でございますが、この点につきましても、やはりこの危険な場所については、宅地、住宅の点については規制するような法律もできております。全国で、いま宅地等規制法によりまして、相当な県に對しまして指定区域をつくって、これを指導いたしておるのでございますが、今回の事故にかんがみまして、さらにこの規制法の指導をうまくやり、また強化をしなければならぬ、かように考え、あくまでも良好な宅地を供給したい、かように考えておるのでございます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 気象予算についてのお尋ねでございましたが、気象レーダーの整備とか気象通信施設の近代化ということを中心にしたしまして、本年度は気象予算を相当重点的に考え、たつもりでございします。要求予算が百八億円でございしましたが、九二%の査定で百億圓を計上しております。しかし、昨日の閣議でも大橋大臣からお話ございましたが、こういう集中豪雨というような問題に對しましては、普通の予防警報が

りに手落ちなくいったにしましても、災害が避けられない場合がある、したがって、やはり各市町村で雨量計をみな備えておって、こういう問題には、地方的にもこの気象台の警報を待たずに対処するということも必要であらうというお話がございましたが、こういうことについての予算も私は来年度は十分考えたいというふうに考えております。

それから急傾斜の問題は、先ほど建設大臣からお話ございましたが、がけくずれの多い原因はいろいろございまして、その一つは、やはりあまり責任のない宅地造成業者の宅地建設というのが原因ではないかと考えられます。もしそうだとすれば、原因者がはつきりしておりますので、このがけくずれの対策については、この原因者に工事させるということをやりますし、そうでなくて、原因の不明確なものにつきましては、地方団体がまずこの対策を立てる、地方財政によつて無理だというふうなものについては、大がかりなものには国が援助するというような形でやらないと、全国何千カ所というものの処理を迅速にはできないと思われまして、先ほどから申されておりますように、この調査を全部ここのでやる、そうして調査ができ次第、原因別に分けて、そうして国がやるべきもの、地方がやるべきものというふうな、実施予算もことは伴わせて、調査費を盛ったというふうなぐあいでございますので、今後この対策は相当力を入れて促進するつもりでございします。

それから激甚法の発動についての御質問でございましたが、先ほどお答えしましたように、全貌がわかればすぐに発動したいと思ひます。それ

らに對する予算措置の御質問でございましたが、予算措置は、もうこれは十分遺憾なきを期したいと思ひます。

非常に、あまりはめられることでございせんが、毎年災害があるために、災害に對する対策というものは、実にこれは迅速にいくように各官庁とも、いままで経験によつてできておりますので、起こったことに對する措置は、私も予算措置その他については、万全を期すつもりでおります。(拍手)

〔国務大臣塚原俊郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(塚原俊郎君) 日本の置かれてある立場は、地理的に見ても、また自然的な条件から考えましても、非常に災害の多い国でありますから、それだけに国民と財産、国土を守るといふことを、われわれは政治の基本姿勢としておるわけでありまして。特に昭和三十六年以来、災害対策基本法というものができまして以来、これにのっとりまして基本計画の策定、さらに防災体制の確立、防災事業の促進、もちろん、これは科学性を保持した仕事であります。また、災害が起きたときにどう対処するかというための処置、そういうものについては、非常な努力を重ねておるわけでありまして。

今回の梅雨前線の停滞ぎみに、さらに七号くらいがぶつかった。七日の情勢から、九日の朝あたりから、これはあふないというので、九日は日曜日でございましたけれども、災害基本法に基づき災害非常対策本部を設置いたしまして、十日から連日関係各省庁を集めまして会合を開き、連日対策を練つておるわけでありまして。この応急措置についても、万全の措置をとつておるのであります。

昨日三班に分かれて現地に調査団も出ております。きょうこの会議の終り次第、全部を集めて、さらにその報告に基づいて今後の措置をとるつもりでございします。

どういふ措置をしたかという御質問であります。御質問の中にもございましたそのとおりのこととを、私はやったわけでありまして。たとえば、ならば、なくなつた方に対しては慰慰の方法をとる、あるいは行くえ不明者を一分一秒も早くこれを探し出すこと、さらに罹災者を立ち上げさせること、それから河川砂防対策を強化すること、あるいは農業をどうする、通信、交通施設の復旧、中村委員その点をおあげになっておりました。これは十日の日にその点を強く指示いたして、各省庁ともこれをやっておると考えております。特に今回の場合には、非常に都市災害と申します。文明になれた方々の被害が大きかったために、電気が消えたり、あるいは水がこないというふうなことから、その強い要望が来ておりますので、防疫、給水対策についても万全の措置をとつておる。幸い一日たつて一車線だけが通る道路というものは、全部開通いたしましたので、最後の末端までは、あるいはどうかと思ひます。私の報告を受けておる範圍では、そういう措置は大体とられておると考えます。なおまた、応急対策に専念いたしておりますが、これを教訓として、今後の問題に取り組む資料も、十分研究しなければならぬと考えております。

さらに今後の問題として、あるいは民生を安定させ、あるいは経済を復興させ、大蔵大臣が答弁されましたように、あるいは激甚災害の指定、あ

るいは天災融資法の発動、今後の問題と思ひますが、そういったものにつきましても、政府は万全の措置をとる考えでありますし、今後とも中村委員御指摘のように、災害国日本にとってなまねばならぬ問題は、十分検討し、また万全を期したいと考えております。(拍手)

○副議長(河野三三) 原田立君。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君 私は公明党を代表しまして、ただいま総務長官より報告されました集中豪雨の状況について、若干の質問をいたしたいと思ひます。

質問をいたします前に、今回の豪雨により、三百余人の方々が、一瞬にしておなくなりになりましたことは、まことに痛惜にたえず、ここにつつしんで心から哀悼の意を表するものであります。

さて、今回の豪雨は、日本列島の負うところの宿命的な災害であります。毎年台風シーズンともなれば、強烈な雨、風及び大小さまざまな惨状を、大きな鉄のつめによって引き起こしております。三十二年七月の長崎県豪雨や、今回のように死者百人以上もの被害を与えた大災害は、過去十五年間に実に六回も数え上げております。台風、豪雨一たび吹けば、五千億円からの被害をもたらすともいわれております。怪々に見のがしてはならない国家的大問題であり、その対策が強く望まれているところであります。

以下、項を追って質問を行ないたいと思ひます。

まず初めに、総理大臣にお伺ひいたしますが、今回の豪雨は天災にあらず人災であるといわれております。すなわち事故は起こるべくして起きて

た、未然に防止することは幾らでもできた、それをやらなかったために起きた事故であるというのとであります。重点的予算の運用によって事故の絶滅をはかるのが為政者の責任であると思ひますが、総理大臣として今回の豪雨による事故の責任をどう考えておられるかお伺ひしたい。測候所の人数をふやしたらどうか、気象観測等につき人手不足によりなかなか予報の観測がうまくいかない、そういう現状も聞いております。予報の打つ手が、今回の場合、間違ひではなかったろうが、おくれしていたことは事実であります。こういう災害のときはあらかじめ各省連絡し合つて行なうべきであります。そこで、気象観測の基礎データを集めることは緊急要事でありまして。そのため、新たに高層観測点を実施できる計画及び予算措置を講ずる必要があると思ひますが、いかがお考えでしょうか。そのために、気象庁による飛行機観測ができるよう、充実すべきであると思ひますが、いかがですか。なおまた、地すべり対策事業は事故が発生しなければ手が打てない、いわゆるうしろ向きの法律であります。事前に、常時工事が着手できるよう、法改正すべきだと思ひますが、いかがですか。

次に、建設大臣にお伺ひしますが、昭和四十年を初年度とする治水五カ年計画も、社会の情勢の推移によっておくれがちなになり、今回四十三年度を初年度として第三次の新治水五カ年計画をなされると聞いておりますが、いままでの長期計画はその中途において改定ばかり行なつております。この際、三カ年計画くらいにしたらばどうか、総額一兆一千億円ともいわれておりますが、単純に計算しても一年間に二千二百億円でありまして、在来の予算より若干ふえてはおりますが、どういう仕事をどれだけなさるのか、構想をお聞きたい。

今回の豪雨は、河川のはんらん、山林の宅地造成等が事故の重要原因であります。まず、宅地造成等規制法が施行されておりますが、施行前及びあとの工事状況等の危険度はどのくらいあります。か。どういう対策を立てられるのですか。法施行前につくられた造成地等につき、国として調査、実地指導をやつておられると思ひますが、いかがですか。

住宅工場等の建設に關して自然条件の不良地域、すなわち危険度の高い地域に対する規制措置を考へるべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

また、今度の中小河川の改修予算ではどのくらい増額するのか、佐藤首相も特別指示をしておりますから、少額のものではないと思ひますが、いかがでありましょうか、お伺ひいたします。河川の管理権は従来問題になっておりますが、現在県で行なつておりますが、これを市に委譲してはしという意見がありますが、いかがでございます。中小河川の川底のしゅんせつについての基準を設けるようにすべきであると思ひますが、いかがですか。

現在の災害復旧工事は、いまお話がありましたが、原形復旧であります。これでは再び同一災害を起こす危険があるのであります。したがつて、改良復旧すべきであると思ひますが、資金面において押えられていないと聞き及びます。大臣は改良復旧の原則をこの際打ち立てるべきであると思ひますが、いかがですか。

現在の河川対策は普通五〇ミリぐらいの雨量に對するものと聞きますが、これを一〇〇ミリぐらゐまで持ちこたえられるような基本的構想を持つべきであると思ひますが、いかがでしょうか。計画洪水量を検討し直す意思はないかどうか。

総務長官にお伺ひいたしますが、所管違いであるかと思ひますが、御答弁いただきたいと思ひます。

佐賀県唐津市においては、ミカン園の土地造成が非常に多くございました。ところが、その地域がほとんど集中豪雨により、めっちゃめっちゃにやられており、そのために、多くの人がなくなつております。全壊とか人命事故が非常に多い。基本的な対策を打ち立てるべきと思ひますが、いかがでしょうか。

私は、佐賀県伊万里市、有田町、西有田町、佐世保市の現地を見、感動してまいりましたが、飲料水がない。ほとんどの水源地が、土砂の流入により、普通の透明度の百四、五十倍の不透明になつていて、使用にたえない。だから、それをもろ過して配水しているのでありますが、市民は飲料水としての使用を不安に思つております。自衛隊の給水班によつて行なわれてはいるが、それも、はかばかしくない。給水車に至つては、一日一回回ることがあるかどうかというような現状を聞いております。至急対策を講じられたいと思ひます。

また、佐賀県においては、急激な増水により、電話局がまずつぶれ、使用不能であつた。そのため、県全体の情報収集及び連絡の徹底ができず、事故の発生に對しておくれたのは、非常に遺憾であります。このような事故発生の際に、警察の

無線連絡網を充実しておけば、災害の的確な掌握ができると思うが、いかがでしょうか。

次に、運輸大臣にお聞きしたい。先ほど総理大臣にもお伺いしましたが、気象観測の基礎データづくりの予算措置を大幅にふやし、もって、事故の絶滅をはかる前向きな姿勢を持つべき問題であります。この際、はつきりと今後の方針を御明示いただきたい。新たに高層観測点を二、三カ所増設する計画はないか。はたまた、気象庁で飛行機観測を実施する計画を組んだらばいかがでしょうか。また、この数日中に新たな豪雨があると報道されておりますが、その対策は十分立てられておりますかどうか、お伺いいたします。

最後に、大蔵大臣にお伺いいたしますが、現地はいまや、再起に向かって必死の努力をしております。先立つものは資金であります。災害対策費はいつごろつけて支給するのか。早期に行なうようにという現地の声は非常に大きい問題であります。従来のやり方で時間ばかりかけるのは不得策と思う。所見をお伺いしたい。

官 報 (号 外)

災害対策費は従来、慣行として、三、五、二という支出がなされておるようになっております。地方団体当局では、それを少なくとも五、三、二ぐらいにしたいという声が非常に大きい。基本的にその姿勢を改めて、この声を聞いてやるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、地方中小商店は、旧盆を迎えて、商品の買い入れ在庫が多かったのでありますが、一、二時間で一五〇ミリの増水では、どうにもならなくて、ほとんどの商品は水浸しになり、壊滅的な打撃を受けております。この際、災害融資をすみやかに実施し、金融機関も融資の道を開くべきであると思いますが、いかがでしょうか。

以上、こまごまとした点をお伺いしましたが、総理大臣はじめ各大臣におかれては、災害絶滅と災害復旧のために、丁寧懇切なる御答弁をしていただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 原田君にお答えいたします。

わが国の地理的、また自然的条件はたいへん恵まれてない、災害の起こりやすい国土でございます。したがって、原田君もその中で言われておりますように、宿命的に災害を受けるような地域だと、かように私も考えております。しかしながら、宿命的だからといってあきらめるわけにはいきません。私も、災害から国土と国民の生命、財産を守る、これは政治上の基本的姿勢でございます。したがって、その立場に立ちまして、あらゆる科学的な力も動員して、可能な範囲におきまして、この災害を防止する、災害の起らないように防止する、これに氣をつけていかなくてはならないと思っております。さような意味で災害対策基本法もできておりますし、また、各種の治山、治水あるいは海岸保全等の長期計画も、実は、ただいま申し上げるような観点から立ち上がった政府の政治のあり方でありまして、で、私は、さような意味で、これはただ単に、天災か人災か、かような意味で片づけることには賛成をいたしません。積極的に、原田君が述べられましたように、建設的なその方向において、国民のためにこの災害防止に取り組むべき態度であつてほしいと思ひます。

そこで、具体的な問題として、気象観測をもつと効果的にしろと、こういうお話であります。これは、私も氣をつけなければならぬことであります。ただいまの気象観測の技術といたしましては、具体的に、幾ら幾らの雨がどこそこへ降るとか、こういうことは、まだ予報し得ないような状態だと思ひます。しかしながら、あらゆるデータを可及的すみやかに通報、周知さす、そういうことについては万遺憾なきを期したいと思ひますので、これは、御指摘にありましたような点、たとえば気象庁の定員、人員等がやや不足しておるのではないかと、こういうような点も、十分今後氣をつけてまいりますし、また、地方における周知の方法において、あるいは協力を求める点に欠くものがあるのではないかと、こういうような御注意も、十分注意してまいるつもりであります。その具体的な一つの方法として、飛行機による気象観測、こういう御提案がございました。飛行機による気象観測は最も望ましいことであり、いまの時点において考えられる一番正確な気象観測の方法だと言われております。しかし、わが国の航空機、この状態では、これは十分ではないように思ひます。多分に軍事的な意味もあるようでございますので、私は、日本で私どもの力でこれに直ちに取り組むということは、今日無理だ、これはできないことだ、かように考えております。また、そういう意味では、アメリカの協力を得るといふ、そういう方向でたまたま思ひます。この点は御承知のとおりだと思ひます。また、地すべり対策について、起きてからの地すべり対策ではだめだ、予防的措置をとれという具体的なお話です。これは、ひとり地すべりばかりではございません。治山、治水、海岸保全計画、河川改修、その他すべてが予防的措置、そういう意味の対策であることには間違ひございません。ただ、予算的にこれは無限状態ではありませんが、これは、お話のうちにありましたように、予算を重点的に使つていく。そうして効果があらがるようにいたしたい。かように考えております。(拍手)

〔国務大臣西村英一君登壇、拍手〕
○国務大臣(西村英一君) 第一点は、五カ年計画をむしろ三カ年に繰り上げてやたらだということでございますが、現在の五カ年計画の進捗率は、おおむね五五％でございます。したがって、今年で三カ年でございしますから、やや五カ年計画は繰り上げてやっておるのでございします。しかし、これを三カ年でやってみようかというところにつきましては、最前も申しましたように、いろいろな問題が起りましたので、新しい観点から五カ年計画を再検討してみたい、かように思ふ次第でございます。

第二点の御質問は、中小河川の管理はただいま都道府県知事になっておるが、これを市町村長にしたかどうかという御質問であつたと思ひますが、実は中小河川を市町村長にするということは、河川が各町村にわたつておりますので、なかなか実行が困難であらうと思ひます。現在とは、一級河川は建設大臣、二級河川は都道府県知事、それから普通河川は市町村長になっておるのでございします。むしろ普通河川で重要な河川がありますれば、これはやはりこの二級河川に格上げをするということではないかと思ひます。それから河川改修計画をする場合に、いまの降

雨量の取り方が少し少ないのじゃないか、一〇〇ミリぐらいの降雨量を取ったらどうだ、こういう御質問のようにありますが、現在は全国的平均をいたしまして計画をする場合には、おおむね一時間降雨量を六〇ミリに取っておるのでございます。しかし、これは地方によりまして、ところによりまして非常に違いますから、あるところではそれよりもずっと多くの降雨量を見込んで計画をし、あるところは三〇ミリ、四〇ミリで計画をしておるのでございます。しかし、今回の集中豪雨等のこともありますので、この一時間の降雨量の点につきましては、さらに検討をしたいと、かように考えておるのでございます。

それから中小河川に対する予算の問題にも触れたようにございしますが、さいぜんも申しましたように、中小河川も非常に最近では皆さん方から重要だと言われ、私もそう考えておりますから、個所にいたしましては九百数十カ所、それも非常に重要な河川といたしても、さいぜんも申しましたように、改修を促進するというところで三百三十カ所ぐらいはあげてやっておる次第でございます。予算もただいまは中小河川を重点に配賦をいたしておるような次第でございます。

原形復旧と改良復旧の問題がございましたが、これはもうもちろん改良復旧しなければならぬところは当然改良復旧をする、改良復旧のみならず関連の仕事もしなければならぬのでございます。それから最後に、宅地あるいは住宅の問題について一体どうなっておるのだと、こういうお話がございましたが、実は今回の事故につきましまして、ただいま調査員を派遣いたしまして調べておる最中でございます。その事故を起こした地域が、宅

地造成法の規制区域であったか、規制区域の適用を受けていない区域であったか、また自然の力がくずれであったか、いろいろな事情があるわけでございます。ただいま調査員を派遣をいたして、これを調査しておる最中でございますから、他日、また調査がわかりましたら、ひとつ皆さん方に御報告する機会もあらうかと思っておりますのでございまして、あくまでもわれわれとしては、この今回の事故にかんがみまして、山くずれ、がけくずれというところに住宅ができないように、また、できておるところはそれを移転するように監督をしていきたいと、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣塚原俊郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(塚原俊郎君) 災害対策基本法に基づいて防災体制の確立にできるだけの努力をしてまいったのであります。ところが、突如としてこういった事態が起きましたことはまことに遺憾であります。しかし、応急対策に全力を尽くすと同時に、これを教訓として今後の問題にも対処していく考えでございます。

それから佐賀県についてのお尋ねでございます。たけれども、詳細はただいま佐賀班の方から、私、報告を受けますので、それを聞いて御趣旨のように対処していきたいと考えております。

なお、十日の日でありましたが、白木委員を委員長とする公明党の災害対策の関係の方三人がお見えでございます。いろいろとお話を承りました。そのとき水の問題が、私は強く印象に残っておりますのでございます。そのことから、今度の災害によって、もちろん、いつもそうだと思いますが、特に人手と水ということについて、現地から

の強い要望がございましたので、あらゆる努力を払って、この要求にこたえたいというように指示もいたしましたのでありますが、今日では大体行き渡っているのではなからうかと、私はそのように考えております。

さらに、警察の災害時における機械化の問題であります。関係大臣と御相談をいたしまして、こういうものはやるべきであると考えております。前向きでその方向に進んでいきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(大橋武夫君) 気象庁の本庁におきましては、全国につきまして、三十六時間先のいわゆる予想天気図をつくり、これを無線の模写放送により、管区気象台、地方気象台、測候所などに伝達をいたしておるのでございます。このために、高性能電子計算機を活用して、数値予報の改善をはかっていきます。一方、気象資料自動編集装置を現在整備中であり、さらに、気象衛星観測資料受画装置の整備等により、予報精度の向上に資する計画を進めております。

管区気象台等の十カ所の予報中核官署では、中央からの予想天気図をもとにして、自己の担当予報区域に対し、より詳細な地方指示報を作成して、管内の地方気象台等を指導いたしております。さらに、各府県の地方気象台は、これらの資料をもとにして、県内の観測資料をもとにしまして、各府県に対する予報を行なっているのでございます。かくして、雨量が注意報あるいは警報実施の基準に達すると予想されましたときには、注意報を出し、または警報を出して、気象業務法の定めるところによって、所定の機関に通報して、

災害の防護に当たらせるといふ仕組みでございます。

そこで、集中豪雨のごとき、局部的現象に対する対策を完備いたしますためには、この末端の目までできるだけこまかくすること、すなわち、問題はレーダーあるいは雨量観測網等を、よりこまかにしていくということでございますので、そのためには、市町村の補助的活動をも今後お願いするよういたしてはどうかというような点も考えておるのでございます。このほか、気象庁といたしましては、根本的には、予報施設全体をより整備し、今後その予算に努力してまいりたいつもりでございます。

次に、高層観測点の整備でございますが、ただいま岩手県三陸町に気象ロケット観測を整備いたしますために、昭和四十二年度において、土地買収費が予算に計上されましたので、これによって、さしあたり、土地を獲得し、四十三年度以降においては、できるだけ早くこれを完成したいと思っております。したがって、増設の問題については、将来の問題といたしたいと考えております。

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 災害に対する融資の御質問がございましたが、地方団体がもし、つなぎ融資を必要とする、災害救助、復旧に対してつなぎ融資を必要とする場合は、資金運用部がこれを全部引き受けることにいたしました。管轄財務局にもうすでに指示を完了してございます。

それから、発生災害に対する地方債の必要がある場合には、すでに既定計画を持っており、追加の必要がある場合には、これも資金運用部で全額引き受けるという用意をいたしております。

す。

それから、政府関係金融機関、いわゆる政府の中小三機関、農林公庫、住宅公庫というようなものにつきましては、貸し付けの体制をすてにとつておりまして、一部も貸し付けの申請を受け付けているところもございませう。この点は、遺憾のないように、関係機関においてこれも指示を完了しておるというところもございませうので、この点は御心配をかけなくて済むというふうに考えております。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) この際、議員派遣の件についておはかりいたします。

昭和四十二年七月豪雨による被災地の慰問及び実情調査のため、広島県・兵庫県に中野文門君、山崎清君、武内五郎君、山田徹一君、長崎県・佐賀県に内田芳郎君、江藤智君、伊藤道雄君を、それぞれ本日から四日間の日程をもって派遣いたしますと存じます。これに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第二、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。増田国務大臣。

〔国務大臣増田甲子七君登壇、拍手〕

○国務大臣(増田甲子七君) 今回提出いたしました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について、御説

明いたしました。

これは、防衛庁本庁の職員を、自衛官四千二百七十八人と自衛官以外の職員五十三人と、合計四千三百三十一人を増加するための改正でございます。

自衛官の増員の内訳は、陸上自衛隊については千五百人で、ヘリコプター部隊、気象関係部隊等の整備充実に充てるものであり、海上自衛隊については千六百二十八人で、艦艇の増加に伴い必要となる人員並びに航空関係の部隊及び後方支援部隊等の充実のため必要な人員であり、航空自衛隊については千五百五十人で、航空団の改編、ナイキ部隊の新編及び警戒管制、救難等の部隊の充実のため必要な人員であります。

自衛官以外の職員は、海上自衛隊の後方支援部隊等の充実のためであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、教育航空集団の長の階級が海将補から海将に昇格いたしましたので、その称号を司令官に改称するものでございます。

第二に、自衛隊の予備勢力確保のため、予備自衛官を六千人増員して、合計三万人とするものでございます。

第三に、第七航空団の司令部を埼玉県の入間基地から茨城県の百里基地へ移転するものでございます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。八田一朗君。

〔八田一朗君登壇、拍手〕

○八田一朗君 ただいま趣旨説明のございました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正いたしました法律案に対し、自由民主党を代表して若干の質問をいたします。

最近の国際情勢を見ますと、先般グラスボロで

開かれたジョンソン米大統領とコスイギンソ連首相の会談の結果、米ソ間は、話し合いによつて問題を処理しようという態度から、全般的には緊張緩和の様子が現れつつあります。しかし、一方において、中共は依然として強硬な対外政策をとり、昨年来の文化大革命、紅衛兵問題があるにもかかわらず、東南アジアをはじめ、各地の親中共、中共寄りの共産主義勢力に対し援助を続けているといわれております。今回の水爆実験とも関連して、世界における軍事情勢の焦点は、いまやアジアに移つたと考えられます。

ベトナムにおける紛争については、アメリカ、北ベトナムとも依然として従来の態度を変えていないため、早急な平和的解決は困難であり、長期化の傾向にあるものと思われまふ。

また、中東におけるアラブ連合とイスラエルとの紛争を見ても、電撃作戦によつて寸時にして情勢が一変する戦争が発生しております。全面核戦争の可能性は考えられないといはしめても、実際にこのような局地的武力紛争が発生しているのが現実の姿であります。

ところで、中共が先般行なった水爆実験を見ますと、従来のアメリカ、ソ連、イギリス、フランスの例に比べて、非常に速い速度で核開発が進んでいることを示すものであり、また、その運搬手段である長距離誘導弾の実験も近いうちに行なわれるのではないかと聞いております。このようなか中共の核開発の実情は、隣接国のわが国としても、当然重大な関心を持ってその動向を注目する必要があるものと考えるのであります。

中共の核開発の今後の見通しとこれに対するわが国の対策について総理の御意見を伺いたいと存じます。

また、わが国の周辺において、国籍不明の航空機あるいは艦船が、演習その他の目的をもつて活発に行動していると聞いておりますが、このような動向については国民の大部分が承知していな

いと思ひます。国籍不明の航空機、艦船の行動は、わが国の安全という見地から慎重に警戒する必要がありますと思ひます。この機会に、差しつかえない範囲で、これらの実態について防衛庁長官から率直な説明を承りたいと存じます。

次に、政府はさきに昭和四十二年度から昭和四十六年度までの五カ年間について、国民所得の一・二%に当たる二兆三千四百億円の規模をもつて第三次防衛力整備計画を立て、国防に關する長期構想を明らかにしました。その内容を検討しますと、わが国の経済的、社会的発展をはかりつつ必要最小限の自衛力を終局の目標として、年々着実に防衛力を建設整備せんとするものと見られます。具体的には、周辺海域防衛力の強化を第一とし、防空力の向上につとめ、また自衛隊の各種機動力の充実をはかるものであると思ひます。近代の防衛力は、長期見通しのもとに高度の科学技術を活用して初めて保持し得るものであります。

第二次防衛力整備計画の結果、ようやく防衛体制の確立を見つつあるとき、第三次防衛力整備計画の決定は、まことに時宜を得た施策と考えられます。しかしながら、極東自由主義諸国家がその国力の相当部分を国防に注がざるを得ない実情を見れば、わが国としても国際平和を全うするため、さらに一層の防衛努力が必要であり、政府の特別の配慮が強く望まれるのであります。国の防衛は、国家と民族の生存に關するきわめて重要な問題であり、政府はもとより、国民のすべてが真剣に取り組まなければならぬ問題であります。政府においては、さきにも触れたとおり、第三次防衛力整備計画を決定し、本問題に対する積極的な姿勢を明らかにしましたことは当然のことと存じますが、それと同時に、国民の防衛問題に対する関心が高まってきたように見受けられることは、まことに喜ばしいことと存じます。この際、政府としては、さらに一層防衛問題の重要性に關する国民の認識を高め、その協力を得ることが必要であると存じますが、政府はどのような

な施策を講じておられるか、総理にお尋ねいたします。

次に、自衛官の充足対策についてであります。自衛隊を精強な部隊に育成するためには、近代的装備の整備と相まって、これを維持し運用する自衛官の質、量両面における充実を必要とすることは言うまでもないこととあります。最近、自衛隊員の募集が好調であり、自衛官の補充もかなり向上していると聞いておりますが、しかし、なお一万七千名の欠員がある実情にかんがみ、さらに充足対策を強化する必要があると存じます。本来、志願制下における自衛官の募集、特にわが国の雇用慣行の中では、きわめて特異な制度をとっている任期制隊員の募集は、社会、経済、労働等の諸情勢の影響を受けることが多く、しかも今後予想される高齢人口の推移、進学率の動向、企業等の若年労働者に対する要請は、必ずしも自衛官の募集が容易でないことを示しております。このような諸情勢の中で、定員を増加し、しかも、いままでの欠員の補充をはかろうとするものであります。一体どのような対策を考えておられるのか、防衛庁長官から具体的に説明をしていただきます。

また、防衛二法案は昭和四十、四十一年と二年間にわたり日を見ず、このため、海上自衛隊一千六百八十三名、航空自衛隊千五百五十名の増員が見送られております。これら所要の定員が得られない反面、航空機や艦艇は逐年就役しているため、防衛力を十分に発揮することができません。特に南極観測船「ふじ」のごときは、南極観測隊及び越冬隊を二回も南極に運び、国家的事業の大任を果たしながら、いまだにその乗り組み員は、定員の裏づけがないため、他の部隊から人員を割愛しており、部隊運営上支障を来しているという聞いております。また、茨城県百里にある第七航空団の司令部は、遠く離れた埼玉県入間市に置かれていて、関係で、指揮運用に支障を来し、ひいては飛行安全に悪影響を及ぼしているという聞いております。

また、この法案が未成立のため、昇任を予定されている多数の者が進級できず、しかもそのまま退職しなければならぬ者が多くあるため、隊員の士気に大きな影響を及ぼしているという聞いております。自衛官は、身命の危険を顧みず、万一の事態に備えて、日夜危険な訓練に精進しているものであります。また、災害に際しては、直ちに出勤し、罹災者の救助、罹災地の復旧に当たり、その迅速適切な活動は、国民の深く感謝しているところであり、自衛隊の健全な育成をはかり、その士気を高めることはきわめて重要なことと存じますのであります。防衛庁長官はいかに対処しようとしておられますか、お伺いいたします。

次に、最近の中東における紛争に関連して、石油資源の確保についてお尋ねいたします。近時、石油はエネルギー資源としてその重要性が著しく高まり、国民経済上、国防上不可欠のものとなっております。しかるに、わが国は石油資源に乏しく、年間一億キロリットルも原油を輸入しております。この量は、十年前の輸入量に比べて、実に十倍となっており、今後ますます石油の消費量が增加して、その量はばく大なものとならざるを得ません。現在原油の輸入先は中東地域に偏しており、昭和四十年の実績では、原油総輸入量の九〇%を中東から輸入しているという聞いております。わが国のエネルギー政策遂行の基本的態度として、国民経済上並びに国防上の観点から、原油の輸入を確保するため、たとえば、東南アジア、カナダ、アラスカ等、原油の輸入先の分散をはかるとともに、必要に応じ、輸送、備蓄等の合理化をはかり、将来に備えるべきではないかと存じますのであります。この点、総理はいかがお考えでございますか、お尋ねいたします。

最後に、わが国防衛の基本は、あくまで日米安全保障体制を堅持しつつ、国力、国情に応じた防衛力を整備することにあると考えます。なかならず、陸上、海上、航空の各自衛隊は、わが国の防衛力の中核をなすもので、その内容の充実強化と

ともに、自衛隊員の士気を高揚するため、政府におかれても断固としてなお一層の配慮をお願いしたいと思っております。防衛問題は、単に防衛力、自衛隊のみの問題ではなく、広く国民の支持のもとに整備改訂せられるべきものであり、これに真剣に取り組み、政府及びわれわれに課せられた重大な使命であることを訴えて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 第一点は、中共の核装備についてのお尋ねでございます。御承知のように、三十九年十月、第一回の核爆発の実験をいたしました。今、六回目であります。したがって、いまして、私は、中共の核開発は着実に進んでおるものだと思います。今後の見通し、これはもちろん、私は見通しが立たないのでございまして、全然わかりません。この核の開発におけるその実績から見、さらに進捗手段等につきましても、いろいろ検討を続けておられるようであり、また、ミサイルの開発につきましても、効果のある成績をあげることだと、私はかように思います。これについては、米国のマクナマラ国防長官がいろいろ見通しを立てておられますが、なかなかその見通しどおりでもないのではないかと、かように思います。いずれにいたしましても、この中共自身が核爆発、核開発をし、核兵器を持ち、その運搬手段を整備する、こういうことはそう遠いことではないだろうと、私は想定を、予想するのであります。また、このミサイル装備の潜水艦なども持つという計画のようにも聞いておりますので、いつ、いかなる時期にどういう状態になるという、そういう予想は立ちませんが、今日までの実情から見まして、科学的なこの開発計画、これは着々と進んでおるもの、かように考えなければならぬと思います。

次に、第二問としてお尋ねのありましたわが国の石油資源、これを多角的に供給源を確保する、そうして安定供給、そういう方向で努力すべきで

はないか、このお尋ね、これは私は御意見どおりと考えております。わが国におきましては、中東ばかりでなく、あらゆる方面におきまして、この石油資源の供給源を確保するつもりであります。これは軍事的な問題から申すものではございせん。わが国の経済発展の原動力でございまして、その意味におきまして、このエネルギー源を整備する、こういうことに一層努力しなければならぬと思います。その意味で、ただいま御審議をいただいております石油開発公団の新しい構想なども、その一翼をなすもの、かように思います。その次の第三問、これが具体的に本問題に、本提案に関係のあるものであります。わが国の国防、この安全確保、その方向は一体何かというところであります。わが国はちゃんと憲法の規定がありまして、いわゆる国際紛争を武力によって解決しない、これは積極的に戦争しないという、そういう制約をちゃんと受けております。しかし、わが国の自衛力、自衛権、それをも否定するものでないことは、すべての国民も、また学者も一致しておるところであります。私は、わが国の安全を確保するために、たまたまの自衛力を整備すること、いわゆる防衛力整備計画、これは三十二年にきめたものであります。それに基づいての自衛力の漸増方針、これは今日も変わらぬのであります。この自衛力を漸増することが戦争へつながるか、あるいはわが国がみずから戦争へ飛び込むとか、一部で申しておりますが、これはたいへん間違ったことであります。私はわが国の安全確保のためにあらゆる努力をするつもりでございせん。しかし、核兵器は持たない、持ち込みも許さないと、これは国民へのはっきりした約束でございせん。そのことにおいてわが国が万一侵略を受ける、攻撃を受ける、こういう際には、みずからの力によりましてこの国土を守る、そのために必要な自衛力でございせん。どうか社会党の諸君も、この点だけは誤解のないように御理解をいただきます。

六九四

質問の第二点は、総理は、国の安全保障という問題をいかに考え、いかに理解されておるかという点であります。国民の生活と自由を守り、国家の安全を確保するということは、政治の要諦であり、これが世界平和維持の前提条件であることは、私がいまさらここで申し上げる必要もございません。問題は、この先、すなわち、いかにして国家の安全を確保するか、その方策いかんということであります。現在世界の政治家、いや、世界のすべての人々は、軍備によって安全を守り得るなどと考えておりません。その証拠に、もっぱら軍事的な意味に重点の置かれた「国を守る」「国防」、こういう用語が好んで用いられたのは、一時代前のことであって、現在においては、「国防」ということばよりは、「安全保障」という用語が使われるのが、世界の通例であります。これは単に用語上の問題として片づけることのできない、重

大なる必然性を含んでおるのであります。兵器体系の革命的進歩によって、戦争の性格、戦争の様相が一変してまいりました。原水爆、大陸間弾道弾、超音速ジェット機などの現出、いまや宇宙兵器すら夢ではありません。ソ連の核ロケット攻撃に對してアメリカですら自国を守ることはできないという状態であり、世界の核貯蔵量は高性エネルギー三億トンに相当すると言われ、それは地球上に住む人間一人当たり高性能爆薬約十トンにひとしいのであります。過日お隣の中共が、今度は水爆実験に成功し、世界第四番目の水爆保有国になったとの報道は御承知のとおりであります。

このような時代においては、戦前のような国防といった純軍事的な狭い考え方が通用しないことは当然であります。そこにおいて安全保障という外交を中心とした政治、経済、思想まで含めた広い視野に立つ考え方が必要となってくるのであります。

しかるに、わが国においては、防衛計画の作成過程を例にとってみても、いまだ軍事偏重の考え方が歴然としておるのであります。過去二十年間は、核兵器の発達によってお互いにオーバーキルの状態となり、そこに恐怖の均衡状態が生まれ出て維持されてきた、このことが第一点、われわれ日本国民が憲法前文において崇高な平和主義の決意を宣明したこと、このことが第二点、この二つの理由によるものといわなければなりません。

すなわち、戦争抑止力は日米安保条約ではなくて、日本の平和憲法であり、この平和憲法を守っていくこととする日本国民のかたい意思の力であり、（拍手）

れている以上、自主防衛ということはある得ないのであります。国民的共感を得るための一種のまやかしにすぎません。最近における幾つかの事例報道は、日米安保体制に對する国民の不安をますます高めております。南ベトナムでの日本人LST船員の負傷事件、日本の学会への米陸軍極東開発局からの広範な委託研究、建設省国土地理院の軍用地図製作問題、過日外相公邸で秘密裏に開かれた日米両国の軍事専門会議、さらには佐藤総理の韓国訪問の際行なわれた日米韓台四カ国首脳会談等々の報道は、国民をして安保条約の危険性を身近に感ぜしめるに十分でありました。

安保条約の実施という形でベトナム戦争の片棒をかつぐ羽目に立ち至っている日本の姿を見まするとき、日米安保体制が戦争の抑止力であるどころか、かえって日本を戦争に巻き込む張本人だと断定せざるを得ないのであります。このような観点から、一九七〇年の安保改定期には、あらためて国民に安保条約の是非善悪を問うて、その上で決着をつけるべきだと思ひますが、総理の御所信を伺ひしておきたいのであります。

総理に對する質問の第四点は、防衛力整備計画についてであります。政府は、防衛計画策定について、明確な防衛構想を持っているのかどうか、またことにあいまいであります。少なくとも、国民には知らされておられません。国民は、自衛隊は一人有る事の場合、どれほどの抵抗能力があるのか、はたして役に立つのかと、素朴な疑問を抱いておるわけですから、すでに二兆五千億という巨額な血税を投げ出した国民といしましては、苦々しいききみであります。政府は、防衛力整備の理由として、日本の経済力、ひいては国際的責任の向上と防衛費の対国民所得の低さをあげるだけで、それ以上の具体的な必要性を、国民に何ら示しておりません。いまや防衛力整備計画は、名は防衛計画であつても、真に一朝事ある場合の想定の上に立つた防衛計画ではなく、形だけのものであり、防衛産業、防衛生産のための防衛計画であり、対

米向けの防衛計画であると、ここに断定せざるを得ないのであります。そこに二万人、三万人もの恒久的欠員をかかえたままの自衛隊が現出してくるのであります。これが平和憲法を持つ、また、その憲法を守つていくことの決意に燃えている日本国内での自衛隊の姿であります。現在、自衛隊を国民に結びつけているものは、わずかに災害救援に出動した際の自衛隊のみであります。自衛隊の最高指揮権を持つ総理は、このような自衛隊の現状について、いかに対処されていくこととするのか、御所見を承つておきたいのであります。

最後に、防衛庁長官に自衛隊のシビリアンコントロールという点について、伺ひしておきたいと思ひます。

私たち日本社会党は、自衛隊は憲法違反の存在であるとして政府を追及し、自衛隊の解消のため、今日まで努力してまいりました。しかしながら、現に自衛隊は二十八万をこす武装集団として存在することは、否定できない事実であります。その意味でも、民主主義国日本において、自衛隊のシビリアンコントロール、すなわち政治優位の原則は、いささかも侵されてはなりません。運用の面においては、例の三矢事件の例を引くまでもなく、はなはだ遺憾な点が多いのであります。私がここに指摘したいのは、次の二点であります。

第一点は、防衛庁には、秘密主義が横行しているといふことであります。三矢計画において、あるいはフライングドラゴン作戦計画のメモに於いては、いささか、ということができません。国会の資料要求に對しても、軍事上の理由ということで秘匿し、自衛隊の実情を、国会の場を通じて国民に知らせることを、みずから拒否しておるのであります。この点については、大いに反省すべきであります。

第二点は、内局の人事についてであります。防衛庁の内局という存在は、自衛隊のシビリアンコントロール補強のための機関として、わが国独特

のものとして聞いておりますが、いま問題にしたいのは、内局の人事であります。内局の防衛局は警察庁から、経理局は大蔵省からというように、二、三年間の出向輪番人事が行なわれておるものが現在の実態であります。このような形で、それぞれ軍事専門家としての幕僚幹部に對して指示を与え、防衛庁長官を十分補佐し得るかどうかが、四カ月でおよめになった上林山長官の例をあげるまでもなく、まことに疑わしい限りであります。このように見てまいりますと、私たちは国会の場で油断なく政治優位の原則を守り抜かねばならないと、ここに心を新たにするものであります。

以上の点につきまして防衛庁長官の御所信を承つて、私の質問を終わります。（拍手）

（国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手）

○国務大臣（佐藤榮作君） 伊藤君に答へたいと思います。まず最初に、本法案を撤回する意思ありやいなやといふことでございますが、撤回する意思は持つておりません。そこで、ただいまいろいろその理由としてあげられましたように、三年ごしの法案だ、ぜひとも成立させたいという、その熱意から今回も重ねて出したのでございます。これはただ単に執念ではございません。また、メンツでもございませぬ。ぜひとも社会党の皆さん方の御協力を得たい、こういうふうなことで提案してあるのであります。

また、自衛官の募集の先頭に總理自身立つたかどうか、たいへん激励をされたことは考えます。この点では厚くお礼を申し上げます。

次に、わが国の防衛力の問題でございしますが、自衛力の問題、これはお説にありますが、政治、経済、外交全部が一体となりまして、そうして初めて総合的に効果を生ずるものだとも八田君にお答へいたしましたように、国民の支持、国民の理解がなければ国防というようなことは効果があらならないものだ、かように私も考えております。

六九六

るを削り、「五十人」を「全日制の課程にあつて四十五人に改め、「四十人」の下に、「定時制課程にあつては四十人を加える。」

第七條中に「教職員定数」を「高等學校教職員定数」に改める。

第九條第一号中「又は定時制の課程に置かれる業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学又は」を「又は」に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学」は全日制の課程若しくは定時制の課程に置かれる商業若しくは家庭に関する学若しくは」に改め、第一表を次のように改める。

第一表

課程の別	人 員 の 区 分	除すべき数
全日制の課程	一人から二百七十人まで	十八
	二百七十一人から六百七十五人まで	二十二・五
定時制の課程	一人から二百四十人まで	十八・五
	二百四十一人から六百六十人まで	二十六・五
通信制の課程	一人から六百六十人まで	三十二
	六百六十一人以上	三十五

第九条第一号第二表中「農業」を「全日制の課程に置かれる農業に、「一・二五」を「一・二二五」に、「商業」を「全日制の課程又は定時制の課程に置かれる商業に、「政令で定める学科」を「全日制の課程又は定時制の課程に置かれる政令で定める学科」に改め、同条第二号の表を次のように改める。

学科の区分	算 定 の 方 法
農業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科を置く全日制の課程については当該乗じて得た数に二（当該学科に属する生徒の数が合計して九百六十人以上となる全日制の課程にあつては、二）を加える。

第九条第三号中「以下次号及び次条において同じ。」を削り、「一」を「二」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 全日制の課程又は定時制の課程で、生徒の数（全日制の課程に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科若しくはその他の専門教育を主とする学科で第六条の政令で定めるものに属する生徒の数又は定時制の課程の生徒の数については、当該学科に属する生徒の数又は当該課程の生徒の数に「一・二五」を乗じて得た数（未満の端数を生じた場合に於ては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは「一」に切り上げ、零であるときは切り捨てる。）とする。第十一条第一

号並びに第十二条第一号及び第二号において同じ。）が四百五十人以上のものについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる課程の規模に区分し、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	四百五十人から九百四十四人まで	一
	九百四十五人から千三百九十四人まで	二
定時制の課程	千三百九十五人以上	三
	四百五十人以上	一

第九条に次の一を加える。
五 通信制の課程を置く学校の数に二を乗じて得た数
第十条中「六百一人」を「四百五十人」に、「二千四百人」を「二千六百六十人」に、「学校」を「全日制の課程又は定時制の課程」に改める。

第十一条第一号中「三百一人」を「二百七十人」に、「千二百人」を「千八百人」に改め、同条第二号中「又は工業」を、「工業、商業又は家庭」に改め、同号の表を次のように改める。

学科の区分	算 定 の 方 法
農業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に二を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に二を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じて得た数に二（当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、二）を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科に属する生徒の数が合計して全日制の課程にあつては六百七十五人以上、定時制の課程にあつては六百人以上となる場合は、それぞれ一とする。

第十二条第一号の表を次のように改める。

人員の区分	除すべき数
一人から二百六十九人まで	二百六十九
二百七十人以上	四百五

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

六九八

第十二条第三号中「六百八」を「六百」に改め、同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生徒の数が八百人以上の全日制の課程又は定時制の課程の数を一を乗じて得た数

「第六章 雑則を削る。

第十三条中「農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるものがあるときは、」を「次の各号に掲げる公立の高等学校があるときは、それぞれに、」減ずることができ、」を「減ずるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるもの

二 政令で定める学科を置く公立の高等学校第十五条中「第七号」の下に「及び第十五条を加え、」教職員定数には「を」高等学校教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数には「に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条に見出しとして「(非常勤講師に関する特例)」を附し、同条中「第九号の下に」又は「第七号」を「高等学校」の下に「又は特殊教育諸学校の高等部」を加え、「同条」を「これら」に改め、「当該学校」の下に「又は当該高等部」を加え、同条を第二十三条とし、同条の前に次の二章及び章名を加える。

第六章 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準

第十四条 公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、十人を標準とする。

第七章 公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準

第十五条 公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都

道府県又は市町村ごとの総数(以下「特殊教育諸学校高等部教職員定数」という。)は、次条から第二十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(校長の数)

第十六条 校長の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第十七条 教諭等の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の高等部(本校及び分校の高等部は、それぞれ一の高等部とみなす)について、当該部の生徒の数を五で除して得た数(未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

二 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

三 養護学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)の数に二を乗じて得た数と養護学校の高等部で肢体不自由者である生徒を教育するものの数に一を乗じて得た数の合計数

(養護教諭等の数)

第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

(実習助手の数)

第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

二 養護学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)の数に二を乗じて得た数

(寮母の数)

第二十条 寮母の数は、特殊教育諸学校に置かれ

る寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の総数を六で除して得た数(未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)とする。

(事務職員の数)

第二十一条 事務職員の数は、特殊教育諸学校の高等部の数に二を乗じて得た数とする。

第八章 雑則

附則第四項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第五項及び第六項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、これらの項の表中昭和四十二年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの項及び昭和四十四年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの項

第一表

一 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの第二学年、第三学年及び第四学年

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの第三学年及び第四学年

第二表

一 学級

全日制の課程にあつては四十五人

全日制の課程又は定時制の課程における一学級

五十五人(附則第十項第一表第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては五十人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては五十三人)

四十人、定時制の課程にあつては四十人

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

2 公立の高等学校の学級編制の標準に関する経過措置

(高等学校の学級編制の標準に関する経過措置)

公立の高等学校の一学級の生徒の数の標準については、昭和四十六年三月三十一日(同年四月

を削る。

附則第七項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「次の部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学年に係る部分」に改め、各号を削る。

附則第九項中「前項各号に掲げる部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学年に係る部分」に改め、同項の次に次の一項を加える。

10 次の第一表に掲げる学年に係る学級編制の標準については、第六条中次の第二表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項第一表に掲げる学年及び同表第二号の第三学年については、毎日までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「新法」という。)附則第十項第一表に掲げる学年以外の学年については、新法第六条の規定にかかわらず、

生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況等を考慮し、同条に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 (高等学校教職員定数の標準に関する経過措置)
四十六年三月三十一日(政令で定める特別の事情がある都道府県又は市町村については、昭和四十八年三月三十一日)までの間は、新法第七条の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の高等学校に置かれている教職員の総数を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

4 (高等学校教職員定数の算定に関する経過措置)
昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月

三十一日までの間においては、新法第九條第一号及び第四号、第十條、第十一條第一号及び第二号並びに第十二條第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定を適用する場合における生徒の数のうち附則第二項に規定する第一学年以外の学年で毎年度政令で定めるものに係る生徒の数を、毎年度政令で定めるところにより補正して適用するものとする。

(特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に因する経過措置)

5 特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和四十六年三月三十一日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、生徒の数は、新法第十五条の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の特殊教育諸学校の高等部に置かれている教職員の数と考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君　ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

本法律案は、高等学校生徒の急増期を終わつた今日、將來の生徒數の推移と高校進學率とを勘案検討し、教育水準の一その高揚を期して、年次計畫により、公立高等学校の學級編制の標準を改善するとともに、教職員定數の標準の充實をはかり、同時に、特殊教育諸学校の高等部にかかる學級編制及び教職員定數についても、新たに法律上の整備を行なうとするものであります。

の任命及び学校教育の拡充整備に關する諮問の内容、大学入試と能研テストの關係、後期中等教育の拡充についての中教審の答申と学科の多様化の問題、高等学校設置基準と學級編制の標準との關係、定時制教育及び特殊教育の諸學校における教職員の充實等について、各委員よりきわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して秋山委員より、高等学校の学級編制の標準が設置基準の本則四十人に達していないこと、教頭及び生徒指導教員等の定数配置は管理体制を強化するものであること、特殊教育諸学校の高等部の教職員定数は不十分であること、等の理由により反対。自由民主党を代表して、楠委員より、現時点において最も適切な改正であり、高校教育の進展に資するものであるとして賛成意見が述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、
これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君）過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第四、簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。逓信委員長森中守義君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

簡易生命保險法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十二年六月二日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び――は衆議院修正)

簡易生命保險法の一部を改正する法律案
簡易生命保險法の一部を改正する法律

簡易生命保險法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項本文を次のように改める。

き、保険金額が百五十万円をこえてはならず、かつ、特別養老保険以外のものの保険金額が百万円をこえてはならない。

第十七条第二項中「五万円」を「十万円」に改め
る。

第三十一条第一項中「又は第三者」を「若しくは第三者」に改め、「死亡したときの下に」又は法定伝染病を直接の原因として死亡したときを加へ、向來第三項第一号中「疾病」の下に「法定伝染病を除く。」を加へる。

第三十七条の三第一号中「満了する前」の下に「であつて当該配偶者について保険金の支払の事由が発生する前」を加える。

第四十五條第一項中（家族保險の保險契約にあ

ては、主たる被保険者に限る。以下この項において同じ。」を削り、「かかつた疾病」の下に「(家族保険の保険契約において、第七条の二第二項若しくは第三項の規定により被保険者となつた者又

は第三十七条の三の保険契約の改定により被保険者となつた者については、その被保険者となつた日以後（復活した保険契約において、その復活の

効力発生前に被保険者となつた者については、その復活の効力発生後）において受けた傷害又はかかる疾病等二項（第三三三條）

「かつた疾病」を加え、同条第二項中「第二十四条第一項第二号」を「同項第三号中、主たる被保険者。直し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主

たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したと
き」とあるのは「主たる被保険者（主たる被保険者
が死亡しているとき又は主たる被保険者が保険金

を請求する前に死亡したときにあつては、その配偶者（偶者）。ただし、その配偶者が保険金を請求する前に死亡したときと、同項第四号ただし書「被

「保険者たる他の子」とあるのは、「保険金の支払の事由たる傷害又は疾病に係る被保険者たる子（その

被保険者たる子が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる他の子」と、第三

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十三年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の簡易生命保険法第十七条第一項中「保険金額は、被保険者一人につき百五十万円をこえてはならない。」とあるのは、「簡

易生命保険においては、被保険者一人につき、保険金額が百五十万円をこえてはならず、かつ、特別養老保険以外のものの保険金額が百万円をこえてはならない。」とする。

この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額について

は、なお従前の例による。

○森中守義君　ただいま議題となりました案件

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

は、簡易生命保険の保険金額の最高制限額を百五十万円に、最低制限額を十万円に、それぞれ引き上げることを骨子としているものであります。

なお、この最高制限額は、簡易保険の全種類について百万円を百五十万円に引き上げようとするものであります。特別養老保険以外は、その実施を来年四月一日よりとしております。

通信委員会におきましては、国営保険と民営保険との位置づけ、簡易保険資金の運用等について質疑を行ない、慎重審議をいたしました。その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十二年七月六日 衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

〔町又は字の区域の合理化等〕

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。この場合において、町又は字の名称をあらたに定めるときは、できるだけ従来の名称に準拠するとともに、読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

〔町又は字の区域の新設等の手続の特例〕

第五条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

3 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

市町村長は、前項の期間が経過するまでの間

は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に關する議案を議院に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に關する議案を議院に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に關する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に關する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

第七條中「住居表示の実施」の下に「並びに第四條の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止」を加える。

第十條第二項中「第五條」の下に「第五條の二」を加え、同条に次の一項を加える。

3 自治大臣は、この法律の施行に關し必要があるとき、都道府県知事に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

本則中第十二條の次に次の一条を加える。

第十三條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項を次のように改める。

七〇〇

〔住居表示の実施に關する経過規定〕

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

附則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

2 (適用区分)
この法律による改正後の住居表示に関する法律(以下「新法」という。)第五條の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議院に提出してある町又は字の区域の新設等に關する処分については、適用しない。

(町又は字の区域の新設等の処分に關する経過規定)

3 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に關する法律により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に關する処分を地方自治法第二百六十條第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五條の規定又は同法第十二條の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあるとき、当該告示がなされた日(当該告示がこの法律施行の前になされた場合にあつては、この法律施行の日)から六月以内に、市町村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に關する市町村の議会の議決については、新法第五條の二第六項の規定を準用する。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました「住居表示に関する法律の一部を改正する法律案」は、住居表示の実施状況にかんがみ、街区方式によつ

て町または字の名称を新たに定めるときは、できるだけ従来の名称によることとする。ことに、関係区域内の住民の意思を反映させるため特別の手續を新たに設けるなどを、おもな内容とするものでございます。

委員会におきましては、衆議院議員岡崎英城君から提案理由の説明を聞き、慎重に審査いたしました。質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第六、日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本専売公社法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案
日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第四条の二第三項中「第四十三条の十三第二項」を「第四十三条の十三第三項」に改める。
第十四条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することが出来る。
第四十三条の八第一項中「作成し、」の下に「当該財務諸表に関する監事の意見を附して、これを」を加える。
第四十三条の九第一項中「作成し、」の下に「当該報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を、「遅滞なく」の下に「これを」を加える。

第四十三条の十三第一項各号を次のように改める。
一 当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相当する金額からこれらの資産の増加に伴う長期借入金(次条第三項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金を含む。以下この条において同じ)の増加額に相当する金額を控除した金額
二 当該事業年度において長期借入金が増加したときは、その減少額に相当する金額から当該事業年度における前号の資産の額の合計額の減少額に相当する金額を控除した金額
第四十三条の十三第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項第一号に規定する長期借入金の増加額又は同項第二号に規定する長期借入金の減少額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。
第四十三条の十四第一項中「政府から」を削り、同条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の日本専売公社法第四十三条の十三の規定は、昭和四十二年四月以後の決算について適用する。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 ただいま議題となりました「日本専売公社法の一部を改正する法律案」につきましても、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公社におけるたばこ事業の業務量の拡大に伴い、たな卸し資産が増加し、この増加分に対する資金手当てが窮乏となつてくる実情にかんがみ、その円滑化をはかるため、納付金額の算出について、たな卸し資産の増加額を限度として利益金の一部を留保できるようにすることともに、政府以外からも借入れをすることが出来ることとする改正措置を講ずるほか、監事が監査の結果に基づき必要があるとき、総裁または大蔵大臣に意見を提出することが出来ることとする等、監事の権限に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第七、旧執達吏規則

に基づく恩給の年額の改定に関する法律案。
日程第八、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案。
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。法務委員会理事山田徹一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年六月二日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案
旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案

1 旧執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基づく恩給については、執行官法(昭和四十一年法律第十一号)附則第十四条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年十月以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。

ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

一 六十五歳以上七十歳未満の者に係る恩給については、十八万四千四百円を俸給年額とみなして算出して得た年額

二 七十歳以上の者に係る恩給については、十九万七千五百円を俸給年額とみなして算出し

七〇一

同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「筑邦町」を削り、同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「福富村」を「福富町」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜崎玉島町」を「浜玉町」に、同表藤原簡易裁判所の管轄区域の欄中「多良見村」を「多良見町」に、同表宇佐簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇佐郡」を「宇佐市」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町」に、「合志村」を「合志町」に、同表三角簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉東村」を「玉東町」に、「岱明村」を「岱明町」に改め、同表鹿島簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷山市」及び同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「高城町」を削り、同表郡山簡易裁判所の項及び三春簡易裁判所の項を次のように改める。

郡山	福島県の内 郡山市
三春	福島県の内 田村郡
いわき	福島県の内 いわき市
同表赤湯簡易裁判所の項を次のように改める。	

赤湯	山形県の内 南陽市 東置賜郡の内 高島町
同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「樺引村」を「樺引町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「井川村」を「井川町」に、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太町」を「ニセコ町」に改め、同表富良野簡易裁判所の項を次のように改める。	

北海道の内	富良野
富良野市	
空知郡の内	
上富良野町	
南富良野町	
勇払郡の内	
占冠村	
	中富良野町

同表十勝池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊頃村」を「豊頃町」に改め、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」及び「大森町」を「山田町」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「志保村」及び「大森町」を「志保町」に改め、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「大板町」を「大板町」に改め、同表津島簡易裁判所の管轄区域の欄中「大板町」を「大板町」に改め、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「橋原村」を「橋原町」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔山田徹一君登壇、拍手〕

○山田徹一君 ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

「旧執達吏規則」に基づく恩給の年額の改定に関する法律案は、旧執達吏規則に基づいて、執行吏の退職者に支給する恩給の額を、今回の一般公務員恩給の増額と同率に、六十五歳以上七十歳未満の者については二〇％、七十歳以上の者については二八・五％、それぞれ増加しようとするものであります。

また、「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案」は、市町村の廃置分合等に伴い、吉原、布施、平の各簡易裁判所の名称を、それぞれ富士簡易裁判所、東大阪簡易裁判所、いわき簡易裁判所に改め、尾道、福山、福島富岡、いわきの各簡易裁判所の管轄区域を、新行政区画に一致するよう改めようとするものであります。

委員会における二法案に関する質疑の内容は会議録に譲ります。
討論には二法案とも発言なく、次いで、二法案を逐次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）
○副議長（河野謙三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
○副議長（河野謙三君） 総員起立と認められます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（河野謙三君） 日程第九、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案。
日程第十、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案。
（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○副議長（河野謙三君） 御異議ないと認められます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長長山本三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年六月八日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「不具廃疾の程度及び状態に」を「不具廃疾の程度及び状態に」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第四項中「不具廃疾の程度及び状態に」を「不具廃疾の程度及び状態に」に改め、同条に次の一項を加える。

第七項の規定により障害年金の支給を受けるべき者であつて、その不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であるものに對しては、前各項の規定にかかわらず、その者の請求により、その不具廃疾の程度に應じて障害一時金を支給し、障害年金を支給しないものとする。ことができる。
第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別 項 症	第一項の年金額に九三、五〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	三八七、〇〇〇円
第二 項 症	三三三、〇〇〇円
第三 項 症	二五二、〇〇〇円
第四 項 症	一九〇、〇〇〇円
第五 項 症	一四七、〇〇〇円
第六 項 症	一二、〇〇〇円
第一 款 症	一〇一、〇〇〇円
第二 款 症	九〇、〇〇〇円
第三 款 症	六九、〇〇〇円
第七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ九七、〇〇〇円及び七四、〇〇〇円とする。	

第八条第二項中「三万一千円」を「四万三千円」に改め、同条第三項を削り、同条第五項の表を次のように改め、同項を同条第三項とする。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一三五、四五〇円以内の額を加えた額		
第一項症		二七〇、九〇〇円	
第二項症		二二九、一〇〇円	
第三項症		一七六、四〇〇円	
第四項症		一三三、〇〇〇円	
第五項症		一〇二、九〇〇円	
第六項症		七八、四〇〇円	
第一款症		七〇、七〇〇円	
第二款症		六三、〇〇〇円	
第三款症		四八、三〇〇円	
七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ六七、九〇〇円及び五一、八〇〇円とする。			
第八条第四項の表を次のように改め、同項を同条第五項とする。			
不具廃疾の程度	金	額	
第一款症	三八四、〇〇〇円		
第二款症	三一八、〇〇〇円		
第三款症	二七二、〇〇〇円		

第八条第六項中「二万一千七百円」を「三万百円」に改め、同項を同条第四項とする。
第八条第七項の表を次のように改め、同項を同条第六項とする。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	二六八、八〇〇円	
第二款症	二二二、六〇〇円	
第三款症	一九〇、四〇〇円	

第九条第二項第一号及び第二号中「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの」を「程度であるもの」に改める。
第十四条第一項第三号及び第四号中「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項ただし書の規定に該当するに至つたもの」を「状態がなくなつたもの」に改める。
第二十五条第一項第五号中「六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「六十歳以上であることに、」生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「生活資料を得ることができないこと」に改め、同条中第三項ただし書及び第四項から第七項までを削る。
第二十六条第一項中「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「九万二千円」を「十万二千円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については十一万一千円、七十歳以上の者については十一万九千円とする。）」に改め、同項第二号中「九万二千円」を「前号に規定する額」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。
2 遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき三千五百円とする。
一 先順位者が一人の場合においては、七万一千四百円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については七万七千七百円、七十歳以上の者については八万三千三百円とする。）
二 先順位者が二人以上ある場合においては、前号に規定する額に先順位者のうち一人を除いた者一人につき三千五百円を加えた額を先順位者の数で除して得た額
3 前二項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母、第二十四条第三項に規定する者の順序による、ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、

し実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

4 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

ての先順位者の権利が消滅する日。次号において規定する準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当するに至る日について同じ。」を削る。

5 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合には、次順位者（同順位者が不在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。）の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

第三十条第四項を次のように改める。

6 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者につき当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がなくときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第三十一条第二項中「遺族年金を受けるべき範囲」を「遺族年金又は遺族給与金を受けるべき範囲」に改める。

第三十二条の見出しを「遺族年金及び遺族給与金の支給の調整」に改め、同条第二項中「二以上の遺族年金を」を「二以上の遺族年金、二以上の遺族給与金又は遺族年金及び遺族給与金」に、「最高額の遺族年金を」を「最高額の遺族年金又は遺族給与金を」に、「当該遺族年金を」を「当該遺族年金又は遺族給与金を」に、「一の遺族年金を」を「一の遺族年金又は遺族給与金を」に改め、同条第二項中「二以上の遺族年金を受ける権利を有する者」を「前項に規定する者」に、「前項を」を「同項」に、「支給を受けるべき遺族年金」を「支給を受けるべき遺族年金又は遺族給与金」に、「先順位者として遺族年金を受ける」を「先順位者として遺族年金又は遺族給与金を受ける」に、「先順位者として遺族年金を受ける」を「先順位者として遺族年金又は遺族給与金を受ける」に改める。

第二十七條第二項中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第三十三條第二項及び第三項中「二年（厚生大臣の指定する疾病については、六年とする。）」を「四年（厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。）」に改める。

第二十八條ただし書中「遺族年金について」を「遺族年金又は遺族給与金について」に改める。

第三十四條第二項及び第三項中「二年（厚生大臣の指定する疾病については、六年とする。）」を「四年（厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。）」に改める。

第二十九條第一項第三号中「これらの条件に該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべ

第三十五條第二項中「二年（厚生大臣の指定する疾病については、六年とする。）」を「四年（厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。）」に改める。

昭和三十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件

七〇六

ことがある者」を加える。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給付を受けていた者」を「給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者」に、「第五項まで」を「第六項まで及び第一号表ノ三の第一款症」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から昭和三十八年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による不具廃疾を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

第二条第一号中「増加恩給」の下に「若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病年金又は恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第五条若しくは附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金」を加え、同条第二号中「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)」を「法律第百五十五号」に改め、「増加恩給」の下に「若しくは同法第

四十六条ノ二に規定する傷病年金又は法律第百五十五号附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金」を加え、同条第三号中「障害年金」の下に「又は障害一時金」を加え、同条第四号中「年金たる給付」を「年金若しくは一時金たる給付又は旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合若しくは旧財団法人共済協会が支給した一時金たる給付」に改め、同条第五号中「年金たる給付」を「年金若しくは一時金たる給付又は旧逓信共済組合その他政令で定める共済組合が支給した一時金たる給付」に改め、同条に次の一項を加える。

七十四号)を「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)第七条の三の規定、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)に、「同法第七条に規定する障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改め、「受けていた者」の下に「又は受けたことがある者」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第三条から第五条までの規定及び附則第七条の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

一 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項

二 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百八号。以下「法律第百八号」という。)附則第十二条

三 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「特別給付金支給法」という。)第二条及び同法附則第二項

四 附則第七条第一項

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十二年九月三十日までに支給事由

の生じたこの法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第七条の規定による障害一時金の支給については、なお従前の例による。

第三条 昭和四十二年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の遺族援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この法律による改正前の遺族援護法第七条の規定により障害年金又は障害一時金を受ける権利を取得した者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、昭和四十二年十月一日において当該障害年金又は障害一時金の支給事由となつた負傷又は疾病による不具廃疾の状態が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く)に定める程度であるものは、障害年金を受ける権利を取得するものとする。

一 障害一時金を受ける権利を取得した日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつた者

二 遺族援護法第九条第一項の規定により附された期限が到来し、この法律による改正前の同法第七条第一項ただし書又は同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第九条第二項の規定により引き続き障害年金を受けることができなかった者であつて、当該期限が到

来した日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつたもの

三 この法律による改正前の遺族援護法第七條

第一項ただし書又は同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第十四條の規定により

障害年金を受ける権利を失つた者であつて、

当該権利を失つた日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつたもの

二 前項の障害年金については、この法律による

改正後の遺族援護法第七條第五項の規定を適用しない。

三 第一項の障害年金は、昭和四十二年十月分から支給する。

四 障害一時金を受けた者に支給する第一項の障害年金については、政令で定めるところにより、当該障害年金の額からすでに受けた障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

第五條 この法律による遺族援護法第二十五條並びに第三十四條第二項及び第三項の規定の改正により遺族年金、遺族給付金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五條第一項	第三十條第一項	第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	第三十八條第三号	第二十五條第一項	第三十六條第二項	第三十八條第三号	第二十五條第三項	第二十九條第一項第二号及び第四号	第三十六條第一項第一号	第三十八條第二号	第二十九條第一項第三号及び第四号	第三十條第一項	第三十條第三項	第三十六條第一項第二号
昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月二日	昭和二十七年四月二日	昭和二十四年一月一日	昭和二十四年一月一日	昭和二十四年一月二日	昭和三十四年三月三十一日	昭和三十三年十二月三十一日	昭和二十七年四月	昭和三十四年一月	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月二日
昭和四十二年十月一日	昭和四十二年十月一日	昭和四十二年十月二日	昭和四十二年十月二日	昭和四十二年十月一日	昭和四十二年十月一日	昭和四十二年十月二日	昭和四十二年九月三十日	昭和四十二年九月三十日	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月	昭和四十二年十月二日

第六條 この法律による遺族援護法第二十五條第一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二條第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同条第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは、「昭和四十二年十月」と、「昭和三十一年一月一日」とあるのは、「昭和四十二年十月一日」と読み替へるものとする。

（特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第七條 この法律による特別給付金支給法第二條及び同法附則第二項並びに法律第八号附則第十二條の規定の改正により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に関し、特別給付金支給法を適用する場合には、同法第三條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十二年四月一日」と読み替へるものとする。

二 前項に規定する者に支給する特別給付金支給

法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十二年五月十六日とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十二年六月八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

（この法律の趣旨）

第一條 この法律は、戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件

七〇八

(定義)

第二条 この法律において「戦没者の父母等」とは、昭和四十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く)の父母又は祖父父母であつたことにより、昭和四十二年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者であつて、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外には子も孫もいなかったものをいう。ただし、その後昭和四十二年三月三十一日までの間に子(養子、その者を継父母とする継子及びその者を嫡母とする継子を除く)又は孫(当該死亡した者の死亡後にその者の養子又はその者を継父母とする継子若しくはその者を嫡母とする継子となつた者の子である孫を除く)を有するに至つた者を除く。

一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する軍人、海軍人その他その陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者(戦時又は事变に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補員の件(明治三十八年勅令第四十三号)に規定する文官を含む)であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ。附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二号)附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)第三條第二項に規定する扶助料

三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二十七号)以下「遺族援護法」といふ。

四 遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十四号)附則第十一項の規定により支給される遺族年金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三条の規定により承継した義務に基づき、又は同法第七条の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍人等であつた者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

2 前項ただし書に規定する「継父母」、「継子」、「嫡母」及び「庶子」は、それぞれ民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する継父母、継子、嫡母又は庶子をいうものとする。

3 昭和四十二年四月一日において次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定の適用に

つては、同日において同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。

一 第一項各号に規定する法律(同項第五号に掲げる給付については、当該給付に係る法令)の規定による先順位者又は同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者がいるためこれらの給付を受ける権利を有しない父母及び祖父父母

二 遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していないため第一項第三号又は第四号に掲げる給付を受ける権利を有しない父母及び祖父父母

2 特別給付金を受けるべき戦没者の父母等の順位は、父母、祖父父母の順序による。この場合においては、父母及び祖父父母について、それぞれ当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしていた者を先にし、同順位に父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位に祖父父母については、養祖父父母を先にし、実祖父父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前項の規定により特別給付金を受けるべき順位にある戦没者の父母等が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上(その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合において、同順位者がいないときは、次順位者の申請により、当該次順位者(当該次順位者と同順位者の他の戦没者の父母等があるときは、そのすべての同順位者を)特別給付金を受けべき順位に戦没者の父母等とみなすことができる。

4 前項に規定する次順位者が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上(その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合も、同項と同様とする。

後引き続き二年以上(その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合も、同項と同様とする。

4 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

2 前項の場合において、同順位に相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の裁定

昭和四十二年七月十二日 参議院會議録第二十四号

部改正

第二条 航空機工業振興法の一部を改正する法律
(昭和三十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則 第三条を次のように改める。
第三条 削除

この法律は、公布の日から施行する。

「鹿島俊雄君登壇、拍手」

○鹿島俊雄君 たいだいま議題となりました「航空機工業振興法等の一部を改正する法律案」について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、現在中型輸送機YS11型の量産を行なっております日本航空機製造株式会社を一段と助成するため、同社に対し、YS11型の試作試験段階の終了後も、なお新たな政府出資ができることとし、その限度を四十二億円とするものであります。

委員会におきましては、YS11型の事故原因、エンジン等の国産化、需要と販売体制、次期機種、会社の経理等の諸問題について質疑がありましたが、その詳細は会議録に譲ります。かくて質疑を終わり、討論の発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君
議員 原田 立君 林 塩君

黒柳 明君 瓜生 清君 石本 茂君 中尾 辰義君 横井 太郎君 田代富士男君 山崎 齊君 多田 省吾君 小川 芳平君 白井 勇君 渋谷 邦彦君 山田 徹一君 大谷 豊雄君 寺尾 登君 植竹 春彦君 山本茂一郎君 山田悠紀夫君 山内 一郎君 宮崎 正雄君 平泉 涉君 和田 鶴一君 高橋文五郎君 大森 久司君 源田 実君 温水 三郎君 長谷川 仁君 吉江 勝保君 豊田 雅孝君 大竹平八郎君 徳永 正利君 佐藤 芳男君 山下 春江君 塩見 俊二君 井野 碩哉君 上原 正吉君 郡 祐一君 栗原 祐幸君 北島 教真君 中村喜四郎君 任田 新治君 高橋雄之助君 藤田 正明君 奥村 悦彦君 黒木 利克君 日高 広為君

矢追 秀彦君 中沢伊登子君 市川 房枝君 片山 武夫君 植木 光教君 北條 尚八君 二木 謙吾君 宮崎 正義君 向井 長年君 鈴木 正治君 鈴木 一弘君 岡村文四郎君 横山 フク君 笹森 順造君 新谷寅三郎君 佐藤 一郎君 柳田 桃太郎君 八田 朗君 木村 陸男君 内田 芳郎君 野知 浩三君 熊谷 三郎君 川野 三郎君 沢田 一精君 石井 桂君 江藤 智君 大谷 藤之助君 青柳 秀夫君 平島 敏夫君 堀本 宜実君 鍋島 直昭君 石原 市郎君 古池 信三君 米田 正文君 久保 勘一君 西村 尚治君 土屋 義彦君 玉置 義郎君 岡本 悟君 楠 正俊君 金丸 富夫君 丸茂 重貞君

山本 杉君 木島 義夫君 柴田 榮君 鈴木 万平君 中野 文門君 西田 信一君 田中 茂穂君 八木 一郎君 三木 與吉郎君 木内 四郎君 安井 謙君 平井 太郎君 小山 邦太郎君 鈴木 市蔵君 戸田 菊雄君 相澤 重明君 木村 美智男君 小野 明君 近藤 英一郎君 鹿島 有作君 鹿島 俊雄君 赤岡 文三君 大森 創造君 津島 文治君 大矢 正君 柴谷 要君 小林 武治君 松本 勇雄君 大河原 次君 加瀬 完君 中山 福蔵君 小酒 義男君 光村 甚助君 大和 与一君 森 勝治君 中村 波男君 柳 秋夫君 稲葉 誠一君 小林 武君 中村 順造君 野上 元君 山本伊三郎君 北村 暢君 西村 関一君 鈴木 壽君

谷村 貞治君 谷口 慶吉君 後藤 義隆君 竹中 恒夫君 仲原 善一君 迫水 久常君 堀原 茂嘉君 森 八三一君 西郷吉之助君 林屋 亀次郎君 増原 恵吉君 青木 一男君 重政 庸徳君 前川 旦君 竹田 現照君 山崎 昇君 村田 秀三君 小林 章君 田村 賢作君 櫻井 志郎君 櫻川 伊平君 杉山 善太郎君 森部 隆輔君 青田 源太郎君 森中 守義君 森中 守義君 小柳 勇君 中村 幸弘君 伊藤 英男君 吉武 颯道君 小柳 牧衛君 田中 一君 久保 等君 春日 正一君 鈴木 力君 川村 清一君 瀬谷 英行君 吉田 忠三郎君 林 虎雄君 千葉 千代世君 武内 五郎君 松永 忠二君 藤田 藤太郎君 占部 秀男君 永岡 光治君

秋山 長造君 岡 三郎君 藤田 進君 成瀬 精一君 亀田 得治君 大倉 正市君 格 繁夫君 横川 忠隆君 木村 昭八郎君 佐多 道子君 岡田 宗司君 藤原 三七君 松澤 兼人君 羽生 三七君 野溝 勝君

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 田中伊三次君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 岡本 幸弘君
厚生大臣 坊 秀男君
通商産業大臣 菅野 和太郎君
運輸大臣 大橋 武夫君
建設大臣 小林 武治君
郵政大臣 西村 英一君
自治大臣 藤枝 泉介君
国務大臣 塚原 俊郎君
国務大臣 増田 甲子七君

政府委員
内閣官房副長官 亀岡 高夫君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
法務政務次官 井原 岸高君
厚生政務次官 田村 誠一君
厚生省社会局長 今川 謙君
郵政政務次官 田澤 吉郎君
運輸省港湾局長 佐藤 榮君

第十六号中正誤
ペシ 段行 誤
五三 一六 以下 誤
以上 正

定価 一部 二十五円
(ただし郵費は三十円)
(配達料別)
発行所 東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(二々々)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可